

『祖燈辨訛』考釈

長谷部幽蹊

祖燈弁訛

—述作の意図、成立経過・年時について—

明代以降の仏書中、「弁訛」の語が用いられた例は、管見の及ぶ限りでは朱時恩編の『仏祖綱目』のそれが最初のものである。⁽¹⁾ここに取り挙げた淨符考著の「祖燈弁訛」は、一見恰かも同師の手に成る浩瀚な灯書『祖燈大統』の補訂としてこれに附録せられたものであるようにも受取られるが、清初における教界の動向を考慮してみると、それが対他的主張を含む書であることが自ら了解されるのである。いうなれば祖燈弁訛は、それまでに刻出流行された仏祖の法燈伝持の次第を録する灯書に含まれてゐる訛謬を正さんとの意図をもつて述作された宗論部に属する評論の書

なお先に紹介した、東京大学東洋文化研究所に蔵せられる祖灯大統には、弁訛二巻を欠いている。⁽³⁾ 普慧藏経については別に論ずるところがあつたからここに再説することは控えるが、普慧藏編纂の際、祖灯大統の目録、本文併せて九十八巻と、弁訛とを合刻したという見方をすることも可能である。しかし編者はそれについて何等いうところがない。その点からこの書は、淨符が康熙壬子年、祖灯大統の刻出後、これに対する論難に応え、大統に述べられている新説が決して無稽のものではなく、確かな根拠に基いていふ所以を明かにするために著わした弁訛を加えて再刊⁽⁵⁾し、のち民国三十三年に至り、普慧藏刊行会が、これを底本として鉛印に付し、流行したと解せられるのである。

弁訛の成立年代に言及したものは見当らないが、前述のようにこれが、祖灯大統に対して寄せられた非難に対する反論であるとすれば、大統公刊後、数年の間に撰述されたのではないかといふ一応の推測が成り立つであろう。そしてさらに年時を限定すれば、大統の刻出から崇正錄出現までの間ということになる。というのは『正名録』には、『宗門宝積錄』に付された崇正錄中の「考洞宗祖系図」なるものは、瑞白の『五灯会元統略』に依つたもので、白巖

の「弁訛」に阿するものではない旨の記述が見えるからである。⁽⁶⁾ けだし祖灯弁訛は、当時としては正に画期的な書であつたとしても、現時点では、なお幾多の誤謬難点が見出され、補訂の要が認められる。本稿ではその後の各方面の研究成果を彼此参照し、さらに再考に力めたから、これをもつて「弁訛」の弁訛と称することが許されるであろうと思う。

因みに康熙癸酉（一六九三）、『五灯全書』刻成の年、智朴が霽峯超永に与えた書中に『衛灯錄』その他の書名を挙げ、超永に一読を勧める文が見えるが、その中に白巖「釈誤篇」一冊の記がある。⁽⁷⁾ これは伝本がないため内容の全貌は知る由もないが、恐らく弁訛と同一趣旨の主張を盛り込んだものと思われる。

- (1) 同書卷首、正統一四六冊、一八五b。吳越王が永明に下問した年時をめぐる齟齬について疑義を提出分している部分
- (2) 弁惑篇は、順治甲午（一六五四）の刊行。
- (3) 弁訛を除いて祖灯大統は、百巻になるから、淨符は当初これを大統に含める意志はなかつたのではないかと思われ

(4) 禅研究所紀要第九号「普慧藏所収の禅籍一本について」

普慧藏經および祖燈弁訛の書誌については、上掲拙稿四八頁以下、五一頁参照。

(5) 浄符自身というより、むしろ弟子の智楷がこの事に与つたとみた方が妥当であるかもしない。

(6) 惟直智楷編『正名録』卷六、第七十五紙参照。七十一紙に白巖が『祖燈弁訛』を出だす、と記しているが年時は挙げない。

(7) 『正名録』卷二、二十四紙。また卷十一、一六八紙に一部引用が見えている。

祖燈弁訛 要旨

本書の中で白巖淨符は、伝灯系譜、僧伝等に関して論議的となつた幾つかの問題点を取擧げ、これを六十一の項目に分つて考証論述している。この時、師はよほど切迫した状況のもとで短時日の間に稿を草したものと見え、棉密な考証を施した『祖燈大統』の編者にしては文の配列も年代の順を無視した、やや乱雑な形のものになつてゐる。よつてここには弁訛に附せられた巻数の別を去り、全項目をほぼ年代の順を追つて按配し再編成した。原文には見出しがないが、各項における中心人物の名を挙げ、要旨を摘記して目次と兼用することにした。巖密には多少年時が前後

するところもあるうが、まず少林下の世代に従つて配列し、同世代の者については、祖燈大統の巻数の順序によつた。なお線で結ばれた上下二段の数字は、上段が弁訛原文の順、下段は時代順の配列による序数を表わす。東土応化聖賢は、卷首にまとめて別出した。

56—1
宝誌 旧録に誌公が南嶽慧思に向つて、「何ぞ下山して教化せざる」といったとされているが、淨符はこれを以つて誤りとし、その理由を挙げる。

57—2
武帝、善慧、誌公 武帝が傅大士に講経を請うた際、揮尺一下して下座したといい、これに誌公が絡んでいるよう伝えられているが、それは誌公が化した後の事に属するから、他の名宿のことであろう。

2—3

智顗 指月録は、智顗が陳の乾明元年、大蘇山において慧思に見えたと記しているが、乾明は誤りで、永定天嘉の間とすべきであろう。

3—4

澄觀 師は唐の開成戊午、百二歳で示寂したが、何故に贊寧は、元和年、寿七十余寂としているのであらうか、と疑義を提出している。

1—5

般若多羅、達磨、馬祖 正宗記に見える後來仏法隆替の予讖は、般若多羅に係るもので、これを達磨の所説とするのは疑問である。また金雞云々の句を以つて馬祖に充てる向きもあるが、根拠薄弱であり、年数も合致しない。

4—6

達磨 隆興編年通論卷第七に伝灯錄を引用して、孝明帝が三度達磨に詔するも、祖はついに少林を下らなかつたといい、また孝莊帝の代に、旨をもつて壇を啓かしめたとあるが、これらは他の歴史的事実と考較する時、誤伝であるは明白であるとなし、ここで詳細に論証が試みられている。

53—7

僧璨 三祖僧璨の章に、北周建徳六年、武帝が仏道の両教を廃した際、師は太湖、司空の間を往来し、定住の地がなかつたとされている。会元、指月は北周を後周に作るが、これは誤りである。

40—8

慧満 旧録は、相州慧満を二祖慧可の門下で旁出の第三人としているが、これは誤りである。

61—9

弘忍 五灯錄および正宗記に、五祖弘忍が四祖道信に遇つたのを、唐の高祖武徳甲申の年、弘忍が七歳のこととなし、その示寂を高宗の上元乙亥としているが、これは誤りである。

31—10

六祖 旧録に六祖の示寂は、唐の玄宗癸丑の年で、世寿七十六と記されているところより、出生、伝衣、祝髪等の年時を案比し、また会元にいう先天二年示寂の説を不可とするなど、六祖に依わる年時の異説の考証を試みている。但し干支年号等については、淨符自身の誤解も認められる。

58—11

行思 仏祖綱目は、行思が六祖に参じた年を長安辛丑、首衆を景龍丁未とし、その後青原に住したとなすも、淨符は、行思が六祖に参じたのを高宗の代と見る。

59—12

懷讓 仏祖綱目は唐突に、天冊元年、六祖が懷讓に伝法したことをいうが、淨符はこれを疑い、さらに契会の年時にも言及している。

52 — 13

青原、石頭 指月錄九巻の小註に、青原が石頭に向つて、汝の因縁はまさに馬祖の處にあるべしといい、石頭は馬祖の處において大悟した、と記されているが、馬祖、石頭の開法の年時から考えて、これは誤りであるという。

60 — 14

馬祖 仏祖綱目に、開元二年に南嶽が馬祖に伝法したと記しているが淨符はこれを誤りとし、且つこの書が石頭受記の年についていところに疑義を提出し、論証を試みている。

5 — 15

百丈海 懐海は馬祖の一喝下に無を断じ、直に三日耳聾するを得たといわれているが、それは百丈が、黃檗のためにこの話を挙した時、はじめて明かになつたことであるといい、その時、機について論及する。

43 — 16

百丈海 懐海が上堂して、咽喉脣吻を併却して、速かに

道いもち来れ、といったのにに対する鴻山、五峰、雲巖等諸師の応対を並挙し、このうち雲巖の縱奪に大機關ありとし、これに関する会元の取扱いの得失を取挙げて論じている。

7 — 17

百丈政 惟政の名の下に伝えられている師僧のアイデンティティについて触れている。

48 — 18

石樓 指月錄は青原下二世石樓の機縁の語を、石樓の章と棗樹二世の章とに重出している。淨符自身もその著拈古彙集、頌古摘珠に未考のまま収めたが、ここにはこれを削除する。

6 — 19

鴻山 伝灯錄や会元には、庫頭、火頭の振舞に対する鴻山の評言、火頭と鴻山との応酬およびこれに対する鏡清、臥童等の評語が録されている。淨符は指月錄が鴻山の章中に見える両師の機語を削除して、これらを百丈の章中に入れ、また文句を改変するなど手を加えている点を指摘しその非を論う。

16 — 20

鴻山に繼席した長慶大安の示衆の句と、これをめぐる疎

山との商量、さらに指月録に見える石霜、道吾との応酬、これに対する清貴の評語を引き、大安、靈祐との混同があることなどに言及し、道吾が慶諸のために一矢酬いようとしたといわれているが、これは事実無根であるという。

11 —— 21

曇照 南泉の嗣白馬曇照の臨終の語が天王悟に係わるものとされ、また灯録を刻する者が、南泉および馬祖下の繼嗣を加添、削除するなどしていることを難じている。

10 —— 22

鴻山、道吾 伝灯録に見える鴻山と道吾との看病をめぐる一連の問答において、「病与不病總不于他事」の下に脱文があるものと淨符はみて、如何にすれば意旨脈絡の通ずる文となるかについて論じている。

8 —— 23

道吾、雲巖 灯録に、雲巖が遷化に臨んで人を遣わし、書を以つて道吾に別れを告げたことがいわれているが(しかし表現は書によって異っている。)、これは道吾が遷化に際し書を遣わして雲巖を辞したと解すべきであると淨符はいう。

17 —— 28

崇信、道悟 龍潭崇信は渚宮の人で、売餅を業としていた。道悟は靈鑑に請われて天皇に住したことがあり、信がこれに日ごとに十餅を供養したとは灯録にいうところである。いま信を天王悟の嗣とみなす者があるがこれは誤りであると淨符はいい、両道悟の問題をめぐって考証論及する。

9 —— 25

柏樹 宣州、江西にそれぞれ柏樹の名によつて知られる者があるが、会元、指月の、これに関する扱いに問題があるとする。

12 —— 26

柏巖 鄂州柏巖と洞山、密師伯二上座との問答をめぐり、問と答えの帰属関係、および灯録の記述に異同が存する点に注目し、可否を論ずる。

15 —— 27

志勤 靈雲の悟道をめぐつて、鴻山、玄沙の語を引き、ここに登場する鴻山は、靈祐ではなく、その席を継いだ大安であるとみなし、玄沙との係わりからこれを立証せんとする。

道吾 関南常の嗣、襄州関南道吾は異色の禅僧である

所為である。

が、その上堂について伝えられるところを、潭州道吾宗智の事とするものがあるが、それは誤りである。

13 — 29

洞山 師が雲巖を辞するに際して交された問答に見える「山沈吟す」の下りを、良久とするものがあるが是認し難い。

18 — 30

景（智）通 仰山の嗣に大禪仏霍山景通なる者があり、別に帰宗門下に大禪仏と称せられた智通の存在が伝えられているが、時代、場所、行履等を考較するに、両者が同一人に他ならぬことが知られる。

39 — 31

志元、洪薦 雲蓋元と覆船薦は、ともに石霜の嗣であるが、『指月錄』には雲蓋の伝のみ存し、覆船の語や示寂に關し、雲蓋のそれとの混同がみられる。それはこの書を編集する際、一紙分脱漏があつたことによるとみられる。

20 — 32

興化 師は臨濟の寂後、三聖、大覺に就いたことがあるから師資の間柄にあるといえる。それにも拘らず興化を二老の上に位置せしめるものがあるが、これは倫礼にもとる

19 — 33

無著 無著の名で知られる者に二人あり、一は澄觀の弟子の無著、他は仰山下のそれである。前者は本名、後者は賜号でそれぞれ別人であるが、会元は两者を混同して一人としている。

35 — 34

覬子 師は、京兆に行化した華嚴静との関係において、京兆覬子として立伝されているが、その住地は福州とするのが妥当である所以を明かにする。

34 — 35

疎山 会元には、疎山仁の章に、洞山の寂後に疎山が潭州の大鴻に至り、その示衆に值う云々と記されているが、洞山、鴻山の在世年代、疎山の參學の次第、年時等を比較検討する時、それが誤りであることが知られるのであり、みだりに順序を変えるべきではないと結論する。

21 — 36

玄沙 僧宝伝、玄沙の章の末尾に、「石頭之宗至是遂中興之」と述べられているが、淨符はこれが根拠なくしていわれたものとは考えられないし、呂碑に見える無際の語

の誤った解釈が、争論の発端をなしたのであるとみる。

14 — 37

智孚 鳩湖孚には莊上に油糍を喫すの一則の話があるが、これを南泉と混同する向きがあることに注目している。

33 — 38

同安 一僧が同安丞にその家風如何と問うたのに對して答えた「金鶏抱子」云々の句が、旧録には同安第一世夾山の会下（即ち鳳棲山同安和尚の条）にも載せられており、一人の機語が二人に属せしめられる結果となつていてことを挙げ、その処置を論ずる。

22 — 39

曹山 慧霞と僧との間に交されたという一連の問答が旧録に見えている。凡そ録を編むに際しては、手眼の属する者の名を挙げるのが普通である。ここには僧の名が記されていないから、曹山に属するとななければならない。この点拈古の類に徴して事実関係を明かにすべきである。

55 — 40

広徳 襄州万銅山第一世広徳義の法嗣に延、周、上泉の三人がある。会元、指月はその師承を記するに伝灯によらず、ただ先広徳に謁すとのみいう。これによつて錯乱が生

じたものとみられる。

32 — 41

徳山密 師の示衆に、「及尽去也」とあるのを指月録は「及尽知也」と改めているが、それでは意味をなさない。

41 — 42

承古 薦福古は、大光敬に就いて薙髪、ついで福嚴雅の室に入り、のち古塔主と呼ばれた人であるが、芝山に開法した際、雲門の法を嗣ぐと公言した。これは分を犯し、倫礼を滅するものであると難じている。

36 — 43

慧忠 泉州龜洋慧忠は、艸菴義の嗣である。馬祖下にも泉州慧忠なる者があつたとせられるが、これは重出であり、年代から推して、馬祖下に慧忠がいたといふのは認め難いことであるといふ。

23 — 44

帰道 普寧道は徳山密に嗣いだ人で、羅湖野録に見えている。会元は普安道としているが、これは誤りである。

42 — 45

徳韶 旧録に、天台韶は唐の同光中、首め投子に謁し、次いで竜牙に謁したとあるが、これは、梁の開平の末に、

首め投子に参じ、とするのが妥当である。

26 — 46

楚円 伝灯録に載せる慈明円の生卒年代を挙げ、これに関連して寂音は、円が湘汚の間に遊び、結伴して入洛、決志して汾陽に参じたとなし、この時、朝廷が罪を河東に問うの事があつたといわれて いるが、それが太平興国己卯（九七九）とすれば、円が生れる以前（九八七）に当るわけで、あり得ないことである。

46 — 47

禧誦 河南の天寧誦は、韶山、天寧、丹霞に歴住し、徽宗の宣和五年に示寂したが、会元はこれを政和としている。政和五年当时、誦はなお天寧に在ったのであるから示寂云々は当らない。また指月録は、淨因自覚の事と混同しているが、自覚が丹霞に住したとは伝えられていない。

27 — 48

慧円 東林聰に参じた慧円は、契悟して偈を壁書したが、これは華嚴頤の章中にも見えている。しかし本来これは慧円に出するものであるから、頤の章からは削りたい。

24 — 49

智海 嶽麓海は、法を大鷦鷯に嗣いだ人であるが、旧録

には大鷦下に智海の名が見えず、開先宗の章中にその語が収められている。大鷦喆の会下の東明仁仙は、智海その人に他ならぬから、開先下の嶽麓海は削去するのが妥当であろう。

44 — 50

希（一）弁 青州弁自叙の塔記を引用してその略伝を記し、芙蓉下の世系、年代、弘法の地との係わりを論じ、淨因自覚が鹿門自覚その人であると結論して統略の誤りを指摘し、この一流の正統を明かにする。

49 — 51

自回 会元は石頭自回を台州の人となすが、合州の誤りであるとする。

28 — 52

道璨 無文璨は、育王の笑翁堪に嗣法した人であるが、南石琇はこれを無準の会下とみなしている。その誤りは得法と参考の別を明かにしないところからくるものである。

54 — 53

善珍 藏叟珍は、紹熙甲寅に生れ、景炎丁丑に寂した。増集続伝灯録は、師を紹興甲寅に生れ、嘉定丁丑に寂したものとしているが、その師妙峰および門人元叟との関係か

らみてそれが誤りであるのは明白であるという。

38 — 54

慧曇 覚原曇の出世の年次を旧録は、至順二十年としているが、文中の「王師定建業云々」の記から推して、これは至正十二年の誤りである。

37 — 55

広孝 姚少師は受爵して官途に就いたが、生涯禪師として身を全うした人である。よつてこれを俗姓を以つて呼び、出家者の前歴を無視するが如きは、明眼家の著述とはいひ難い。

51 — 56

円至 天隱至は、禪僧として伝歴の見るべきものがあるにも拘らず、続灯諸書には収録されていないので、とくにこれを表出しておきたい。

50 — 57

宗淨 月江淨は、正菴闍の嗣とみられるが、存稿は悦堂闍の会下に、月江宗淨を列している。両者の年次を計するに師資の関係があるとは考え難い。

30 — 58

月林 月林鏡は、東嶼海の嗣とされるが、継灯録の凡例

によれば、両者の在世年時が甚だしく隔たることになる。これは補続高僧伝の誤りを踏襲したことによる。存稿は至正己卯とあるが、正は元の誤りで、至元己卯とすればよいというのである。

45 — 59

普慧 ここでは海舟慈が万峰に付法された繼嗣の一人であることを傍証資料を挙げて論及し、古溪澄が海舟を祭る文によつて、普慈を東明昂の源流中に挿入し、二代を増添することになった経緯を述べ、東明の会下には、別に海舟永慈があり、普慈とは別人であることを明かにしようとする。

47 — 60

洪印 続略諸書は、棠城印を雪峰瑞下に列しているが、実は楚山の嗣であることを論ずる。

29 — 61

雪庭 未詳法嗣の列に編入されている昭慶雪庭は休休翁の嗣であることが幻寄錄および胡惠の序によつて知られるのであるが、これを未詳に列するのはいかがなものであろうか、と疑義が提起されている。

祖 灯 弁 訣 本 文 訳 註

一、ここでは原典の配列に従つて全文を書き下し、註記を加えた。

一、脚註には、ごく一般的な事項について簡単な解説を施し、また比較参照すべき点に触れた。

一、補註の部分では、他の文献資料を参考し、問題点の解明を試み、弁訣の欠を補うことに努めた。

一、字体は特別の場合を除き、当用漢字体を用いた。

祖 灯 辨 訪 卷 第一

清 古杭白巖嗣祖沙門 淨符考著

1 正宗記に偈語三紙⁽¹⁾あり。みな後來仏法の隆替を預識せるは西天の般若多羅に係わり、達磨の所説となすは疑うべきなりと云う。それ達磨は乃ち世尊下第二十八伝、震旦の初祖たる聖師なり。當にそれ王子に処りし時、便ち能く世珠を決擇し、直に心⁽²⁾宝を顯わし、また無相に酬ゆるに不起を以つてし、最大に対するに仏性を以つてす。洵に大乗の器識たり。願に乗じて再來す。般若多羅曰く。汝諸法に於いて已に通量を得たり。宜しく達磨と名づくべしと。達磨は乃ち大義に通じたれば、則ちそれ多羅の深く贊えるところとなる。あに小果の流いならん。是れ必ず大乗の菩薩なれば願に乘じて生を度す。固より疑うなきものなり。その向詮するところはみな悲智、また何の難

世珠 香至王の三子との問答中に見える。法寶、智珠との関係について

決擇 心を決めて擇びとる
擇 便宜上、擇と書す

心寶 態、形に現れない心の本質、

仏心

器識 器量と識見あるもの
通量 すべてに亘つてつまびらかである

大義 伝灯錄に「夫達磨者通大之義也」とある

小果 小乗の悟りを得た者
向詮 心を向け、また説くところは

の意

事の問題となすべしや。且く多羅が伝持せる仏祖の慧命、ただ人の得ざるを恐る。その指示ただ人の知らざるを恐る。また何ぞ隱語の識をなして疑惑を後賢に致さんや。

況んや法運は人を得るを以て則ち興り、人を失えば則ち廢る。興廢は人に在りて法に在らざるに何の識ぞ。即ち金鎗馬麥も転ずべからざるの定業、是れみな人にあるのみ。⁽⁴⁾ 法運の隆替と関るに非ず。それ曰く、わが滅後六十余年彼の国に難あり。水中に文布せる者、多羅の寂は宋の孝武丁酉に在り。⁽⁵⁾ のち六十余祀を過ぐるは乃ち達磨西帰の年なり。⁽⁶⁾ 甚だしき難なし。あに六翻服毒、便ち當に水中文布なるべけん。それ二株の嫩桂久しく昌昌たるもの、いま済洞人に乏しからざるを以つて、遂に両宗を以つて之に當つ。然れども衲僧が頂門正眼に在らば、魔仏と雖も顧みざるところあり。而して局世の区区の識緯、また醜し。また曰く、これより已に去ること一百五十年にして小難ありと。祖西より渡来一百五十年を考えるに、唐の高宗竜朔麟德の間、正に大鑑黃梅參學の日に、何の難ぞや。それ毒竜武子を生むとは唐の武宗を以つて之に當つ。武宗は西渡の日を去る已に三百二十年、僅か百五十年なるに非ず。即ち陳の武帝、その西渡を去ること三十余年に過ぎず。尤も合し難し。且つ二祖は文帝の開皇癸丑に寂す。西渡を去る僅か七十二載、而して心中吉と雖も外頭凶の識を云う。年代を較ぶるにまさに二祖に在り。これまた最も湊合し難き所のものなり。また曰く、卻後二百二

識 将來起るであろうことについて予言の形でいい表わしたもの

金鑑

では後者。金州の杜氏の出身のせられる南嶽懷讓を指すものと解せられる。^{補注参考}

馬麥

懷讓の嗣馬祖。後出の偈中に見える一粒米を捩つて麦としたものが。^{補注参考}

水中文布

祖堂集、達磨の伝中にも見えるが、意は定かでない。別

六十余祀

六十年、前後六度に亘り毒を盛られたという伝説

六翻服毒

菩提流支、光統律師等に二かぶの木、つまり林のこと

嫩桂

嫩桂は少を意味し、前項と合

久昌

わせて少林を指す。九年面壁のこと

竜朔

ことを暗に示す。それによつて法道が栄えた。

麟德

西紀六六一一六六三の間

大鑑

西紀六六四一六六五の間

黃梅

五祖弘忍の住地

毒竜

武宗のこと。八四一一八四六

武子

武宗のこと。八四一一八四六

湊合

あつまる。ここではつじつまが合うの意か

十年、林下に一人當に道果を得べき者を見る。識して曰く、震旦闍しと雖も別路なし。児孫の脚下を返りて行かんことを要す。金雞銜むを解す一粒の米、十方の羅漢僧に供養し、以つて脚下行の句あり。人遽かに馬祖を以つて之に当つ⁽⁸⁾。成都の什邡に産まれるを以つて、遂に従つて灯録上に本邑の羅漢寺出家の七字を添え、以つて十方の羅漢僧の語に合すべしとなす。ああこれ且く聖師両祖の如き必ずやこれなき所のことたるは論無し。即ち文理の論を以つてなお照応を欠く。すでに本邑羅漢寺出家の七字あり。則ち下文に、また幼才資州唐和尚に依り落髮す等の語に應ぜず⁽⁹⁾。あにすでに出家し僧となり、また資州に落髮の事ありや。即ち「有而幼才」の字何ぞ銷釈すべけん。然もなおこれを説くあり。馬祖は景竜己酉に生れ、貞元戊辰に歿す。麟徳より景竜に至る僅か四十五年、即ち麟徳より貞元に至るまた一百二十五載に過ぎず。而るに卻つて後二百二十年、林下の得道の者を馬祖と為すと曰う。然るやいなや。また云く、わが滅後三百三十年にして乃ちこれに応ずと。多羅の寂年丁酉より貞元丙寅に至る合数を云うと雖も、然も馬祖は二年を過ぎて便ち化し去る⁽¹⁰⁾。而して林下に一人の當に道果を得べき者を見るという。あに臨終の時を以つて始めて道果を得たりと為すや。またあに馬祖以上の諸祖、南岳、曹溪の如き、みな道果を得し者に非ずや。いう所の當に道果を得べき者、まさに馬祖の生時にあらば妄ならずと為す。いま馬祖の生時は、

郤後 郤は却の別体。(してからそ

の上で、の氣持を表わす、やや文語的いい廻し

無別路 ただ一心の法のみあり、譲

大師化導すと

児孫 伝法の弟子を指す。伝灯録、

児は姪に作る。

金雞 補註参照
十方 馬祖の本貫、漢州西北の地什邡県に掛ける。祖堂集は十方県人と記す

羅漢僧 馬祖が什邡の羅漢寺に出家したとせられるところから

資州 四川省資中県北三里盤石県故地

唐和尚 智銘の弟子処寂、俗姓が唐であつたことによる。六四八—七三四頃。別に異説一あり

銷釈 抹消する

景竜己酉 西紀七〇八

麟徳—景竜 六六四—七〇九の間

林下 達摩の法孫

丁酉 西紀四五七

貞元丙寅 西紀七八六

道果 さとり

多羅の寂日を去ること僅かに二百五十年⁽¹¹⁾、何ぞ以つて便ちこの識に当ると為すや。三
復推窮するに毫も準的なし。此れ吾が敢えて信せる所にして疑を致す者此を以つての
み。且く世の識緯の説、正人君子にありては、なお屑は齒に掛けず。況んや肩に仏祖
の重任を荷い弘道を以つて事とする者、また況んや聖多羅達磨の如きその人において
や。遠識高見の者両聖師を眎て小果と為さず。當に余の言を以つて妄と為さざるべ
し。

天台智者、諱は顗、思公に光州大蘇山に參す⁽¹²⁾。因みに藥王品を誦じ「これ真精進、
これを真法もて如來に供養すと名づく」の處に至りて、法華三昧を悟り、旋陀羅尼を
獲、親しく靈山の一会儼然として未だ散ぜざるを見て、所証を以つて思に白す。思曰
く、この法華三昧は前方便、初旋陀羅尼なり⁽¹³⁾。然れども汝証なきには非ず、われ識る
なきに非ずと。思かつて顗に代りて講ぜしむ。これ陳の光大以前のことにある。乃ち
指月錄に載せて、顗は陳の乾明元年、思に大蘇山に謁すとあり⁽¹⁴⁾、これ誤りなり。思の
本伝を按するに云く、北齊の天保中、徒を領して南に邁き、梁の孝元の乱に值い、光
州の大蘇山に止ると。また陳の光大年大蘇より徒りて南岳に居り、十年を過ぎ始めて
寂す。則ち顗が思に謁するの日は、當に陳の永定天嘉の間にあるを乃ち是とすべし。

		生時	西紀七〇九
不脳	掛歎	のつとるべき確かなよりどころ	問題にしない
眎	視	に同じ	に
光州	河南省	横川県の地	
大蘇山	河南省	商城県東南五十里。	
藥王品	法華經の一品	藥王菩薩本	
事品	法華經の第一品	事品、第二十三。因みにこの文、	
大正藏九一五三b	に見える	大正藏九一五三b、に見える	
旋陀羅尼	凡夫の執着の相を旋轉し て、空の理法の会得に導く精神 的能力	旋陀羅尼 凡夫の執着の相を旋轉し て、空の理法の会得に導く精神 的能力	
法華三昧	法華經によつて真理の世 界に証入する道としての実踐	法華三昧 法華經によつて真理の世 界に証入する道としての実踐	
前方便	後に真実を現わす方便とし て、予め一時的に仮の手だてを 用いること	前方便 後に真実を現わす方便とし て、予め一時的に仮の手だてを 用いること	
乾明元年	西紀五五九年	乾明元年 西紀五五九年	
天保中	五六〇—五五四の間	天保中 五六〇—五五四の間	
孝元	梁の元帝のこと、在位五五二 一五五四	孝元 梁の元帝のこと、在位五五二 一五五四	
光大年	五六七—五六八の間。伝灯 録は光大元年とし、明本は六年 に作るも、光大に六年なし	光大年 五六七—五六八の間。伝灯 録は光大元年とし、明本は六年 に作るも、光大に六年なし	
永定	五五七—五五九の間	永定 五五七—五五九の間	
天嘉	五六〇—五六五の間	天嘉 五六〇—五六五の間	

乾明の若きは則ち未だ有らざるなり。けだし至徳の後、僅かに禎明あり。思の寂後十一年にあり。而るに顕は乾明を以つて思に大蘇に謁すという。考を欠くのみ。⁽¹⁶⁾

辰月 三月のこと

清涼澄觀、越州山陰夏侯氏の子。深く華嚴を証し、大いに円頓を弘む。唐の文宗の

開成戊午辰月示寂⁽¹⁷⁾す。九朝を歴し七帝の門師となる。春秋一百有二、僧臘八十三、文

宗尊んで聖祖を以つてす。乃ち朝を輟めること三日、重臣みな縞素す。全身を奉じて終南山の艸堂に塔し、号を清涼國師と賜い、塔を妙覺と曰う。裴相國休公、勅を奉じて碑文を撰す。その事を紀する甚だ詳なり。乃ち宋初の僧贊寧なる者、觀は元和年に

卒し、寿七十余と伝うるは何ぞや。

⁴通論に謂く。伝灯に載す、孝明帝三たび達磨初祖に詔するも、祖竟に少林を下ら

ず、孝莊帝に及び、旨ありて壇を啓かしむ、と。みな謬りとなす。また謂く。祖いまだ魏に至らざるの時、孝明帝は已に世を去る。祖少林に在りし時を以つて正に魏国大乱に值うことを致す、と。これ訛なり。けだし未だ祖が入梁の年、天監甲午なるを考えずして遂に錯を致す所以の者、拠は宝林伝普通八年丁未の六字にあるのみ。それ史に魏使宋雲西還の年を載せて壬寅⁽¹⁹⁾となす。これ鉄案なり。雲すでに祖に葱嶺に遇う。則

至徳 五八三—五八六の間
越州山陰 紹興府山陰県治
開成戊午 西紀八三八年

辰月 三月のこと

九朝 玄宗から文宗まで
七帝 代宗、德宗、順宗、憲宗、穆宗、敬宗、文宗の七

縞素 服喪すること

草堂 寺名、圭峰の前にあり
終南山 陝西省西安府長安県南五十里

元和年 西紀八〇六—八二〇の間

通論 『隆興仏教編年通論』のこと。
この文中統一三〇冊、七一二四

八bに見える

孝明帝 西紀五一六—五二七在位
孝莊帝 五二八—五二九在位

魏國大亂 すでに西紀五二三年、懷荒鎮、沃野鎮の民が反乱を起こ

し、翌五二四年、六鎮先後して叛くことあり。孝明帝の後、その子即位するも爾朱榮に弑せられ、孝莊帝立つ、これにより魏国大いに乱ると

天監甲午 西紀五一四年

鉄案 動かし難い確かな見解

ち祖の西帰、是の年なること更にまた何ぞ疑わん。況んや壬寅より甲午を去る面壁九年の説、正に相い符合す。而して伝灯は太和丙辰十月五日を以つて、会元は大通戊申十月五日を以つて、祖が西帰の期となす。二説みな不経に属す。もし宝林丁未を以つて入梁せば則ちこれ六年前隻履西帰に先んじ、後六年始めて武帝に見ゆ、となる。この理あらんや。魏王恪は乙未に殂し、子詡立つ。これ孝明帝たり。在位十四年、戊申四月において始めて殂す。⁽²¹⁾ 祖は甲午を以つて梁に入る。これ祖魏に於いて正に明帝が在位の時、祖の聖を以つて西域より來り、茲に欽信の君に值う。乙未より壬寅八年中至るまで安ぞ詔なきを知らん。而も祖未だ魏に至らざるの時、孝明帝己に世を去るという。これ何の説ぞや。また孝明帝殂し、子攸立つ。これを莊帝となす。即ち戊申改元永安なり。のち祖西帰して己に七年、旨もて墳を啓かしむと。また未だかつて必ずしも事なきにあらざるに、何の弁ぞや。莊帝は庚戌に殂す。⁽²²⁾ 長廣王曄立ち、辛亥曄廢す。⁽²³⁾ 広陵王恭立ち、この後分割して東西の魏となり、始めて大いに乱る。則ち祖が西帰は、なお魏未だ乱れざるの十余年前にあり。而も祖少林に在り魏國大いに乱ると曰う。また何の説ぞや。編年考鏡絲髪だに隠すなし。通論弁ずるところまさに拋るに足らず。而して諸家の紀するところ之を総するにみな仍ちその誤る所、之を誤るのみ。あるが曰く、伝灯に云う、祖葱嶺において宋雲に謂つて曰く、汝が主はすでに世

壬寅	西紀五二二年
甲午	西紀五一四年
太和丙辰	太和中に丙辰なし
大通戊申	五二八年
不經	正しい道理に背いている
丁未	大通元年、五二七年
大通戊申	五二七年
乙未	西紀五一五年

欽信之君	仏法を信奉された君主
戊申	西紀五二八年
庚戌	五三〇年に當る
辛亥	五三一年
壬戌	過去の事実と照らし合わせて 考察する
癸亥	わざかばかりも 隠蔽するところがなく明白

葱嶺 中央アジアのパミール高原、
天山南路の西側にある峠路

を厭うと。則ち梁に入るを普通と為すは是なるに似たり。孝明帝去世の戊申を以つて祖西帰すと為す。九年に恰合す。いう所の汝が主とは、とくに明帝を指して言を為すのみ。曰く、然も九年固より合す。それ魏使西還の壬寅に非ざるが如し。すでに魏使西還の壬寅に非れば則ち葱嶺に祖に遇うの一説は通会し難し。且く宋雲使を奉じて西に去るは、孝明帝の神龜元年戊戌にあり。而して西還して祖に葱嶺に遇うの日は、當に明帝の在位第八年なるべし。のち六年、明帝始めて殂す。則ち汝が主已に世を厭うというは當に誰を指すべきや。ここを以つて「汝主已厭世」の五字の妄なることを知る。祖の語に非ず。あるがまた曰く、宋雲は明帝の使を奉ずと雖も、また先にかつて世宗の臣たり。世宗は乙未に殂す。汝が主とは世宗を指すや、未だ知るべからず。然も宋雲使を奉ずるの日は、世宗すでに殂するの後にあり。雲あに知らずして祖の言を待ちて始めて之を知るや。是を以つて益々その妄なるを知る。祖の語に非ざるや必せり。

⁵百丈海再参の因縁、馬祖の一喝の下に無を断じ、丈は直に三日耳聾するを得たりの七字、けだし三日耳聾は乃ち黃檗のために舉する時始めてこれあり。黃檗馬祖が平日の言句を請益す。百丈因みに挙して馬祖一喝し畢るに至り、乃ち曰く、仏法はこれ小

戊申	西紀五二八年
恰合	ぴったり合致する
壬寅	西紀五二二年
通会	通達し理解する
第八年	癸卯五二三年
後六年	戊申五二八年
厭世	世を去る
世宗	元恪、宣武帝のこと。四九九
五一五の間	在位

請益 自己の向上に役立つ語を開示
することを師家に請い求める

事にあらず。われ當時大師の一喝を被つて直に三日耳聾するを得たりと。黃檗拳するを聞いて覚えず舌を吐く。便ち大機大用⁽²⁷⁾の面目あり。百丈もまた功浪りに施さず。馬祖當時一喝を下せしかば便ち三日耳聾せりの若きは、黃檗のために拳する時に及んで、乃ちわれ當時喝を被つて直に三日耳聾するを得たりと曰えるなり。仍りて則ち百丈は只だ個の拳話の師僧と成り得たり。而して機に臨み用を変うる一種鮮活なる作略、幾んど尽く掩滅せざらん。

6 濁山一日法堂に在りて坐す。庫頭木樋を擊てば火頭火抄を擲卻し、掌を撫して大笑せり。濁曰く、衆中にまた恁麼の人あり、と。遂に喚び来つて問う。なんじ作麼生。火頭曰く、それがし粥を喫せず肚饑えたり、所以に歡喜せり。濁乃ち点頭⁽²⁸⁾す。後に鏡清⁽²⁹⁾付云く、また濁山の衆裏に人なきを知る。臥龍球云く、また濁山の衆裏人あるを知る。百丈普請、地を鏗るの次いで、一僧鼓鳴を聞き、鏗を挙げて大笑して便ち帰らんとす。丈曰く、俊なるかな、これはこれ觀音入理の門なり。院に帰り、乃ちその僧を喚んで問う、適來は甚んの道理をか見て便ち恁麼なりしや。僧曰く、適來は肚饑えたり。鼓声を聞き帰つて飯を喫せり。丈乃ち笑う⁽³⁰⁾。伝燈、会元載せるところみな同じ。この二機語、大同小異。人各々に章別なるをもつてそれ相似するを礙えず。ただ指月

點頭	うなづく	當時	そのかみ
鏡清	雪峰義存の嗣、鏡清道惣	大機大用	すぐれた大いなるはたら
衆裏	大衆の中に	功	き
役	まな手段方法	浪施	ここでは学人接化のわざ、は
火頭	点火点灯の役割を担う者。こ	得	たらき
火抄	こでは火を焚く係	浪施	むやみやたらに施し与える
類	燒などをすくう道具。十能の	得	可能を表わすのが普通である
觀音	きる	が、そうした意味が殆んど失わ	れた接尾辞で、非活動的なもの
入理	楞嚴經第六に「耳根聞声円通の理に入る」とある。圓通は觀音の世音菩薩のこと	浪施	とみられる
鑊	きる	人や物を数えるに用いる一般的量詞	が、それた接尾辞で、非活動的なもの
入理	甚深微妙なる真理の世界に入	個	もの
鑊	きる	鮮活	生き生きとした
觀音	きる	作略	学生徒を教導するためのさまざま
衆裏	きる	庫頭	まな手段方法
役	きる	火頭	佛前、祠堂等に供物を獻する
火抄	きる	火抄	点火点灯の役割を担う者。こ
類	きる	類	燒などをすくう道具。十能の

録は、鴻山の章中において則ち鏡・臥の二語を以つて削去して載せず。却つて二語を移して百丈の章中に繋ぐ。また將に鴻山の衆裏に人なきを知る、を改めて、當時鴻山にこの一僧なしとなす。それ公案すでに彷彿たるも則ち鏡・臥の二語は固よりなんぞ移して通用すべけん。然も鴻山の二字を百丈下に繋げるあり。殊に未だ妥なりとせず。況んや二語言中に響きあり。鳩蜜並びに施すを得、敢えて改換せん、なんぞ移さんや。

7 南岳下二世馬祖の嗣にすでに百丈惟政あり⁽³¹⁾、大智、南泉の輩と同門の昆季たり。而して十世の石霜円下、黃龍・楊岐の班列中に、乃ちまた一百丈惟政あり。みな洪州に属す。その所収の法語不同なりと曰うと雖も、而も南岳方上下十葉の間に、一百丈を以つて遽かにこの両りの同名の人あり。あにまた刻録弁を失せるか。そもそもまた古今同名なるや。姑く両つながら之を存し、以つて再考を俟たん。

8 道吾、因みに雲巖遷化に臨み、書を遣わし來り辞すと。釈氏通鑑に拠れば、當にこれ道吾遷化に書を遣わして雲巖を辞したるなるべし⁽³³⁾。けだし道吾の遷化は、唐の文宗太和乙卯にあり。雲巖の遷化は武宗の会昌辛酉にあり。道吾は雲巖の去世に先んずる

さきほど
さのような(ことをしたのか)
師家の教導開示に与かり得た
機語

恁麼
各
相似云々
似通つても差支えな
い

動機因縁を述べた語

彷彿
よく似通つてゐる様子

妥
穩當
鳩蜜
鳩の羽を酒に浸して作つた猛

二語
毒と
毒と、甘美なる蜜と
云々
辛辣なる酷評と褒詞の中
に、また別の意味合いが含まれ
てゐる

昆季
昆は長兄、季は末弟、兄弟の
こと

洪州
江西省南昌県の地。隋初に洪
州、次いで豫章郡、唐には復し
て洪州となる。馬祖、百丈の化
導の根拠地でもある

十葉
十世

失弁
失弁
事情、緯緯を説き明かすこと

道吾
道吾
藥山儼の嗣、伝灯錄は円智、
会元は宗智となす。修一大師。
七六年九一八三五

雲巖
雲巖
藥山の嗣曇巖を指す。七八二

一八四一。潭州、長沙府茶陵州
東三十里の雲巖山に住した

太和乙卯

西紀八三年

『祖燈辨訛』考釈 一（長谷部）

ことすでに七年にして往けるなり。あにまた雲巖が書を遺わし相辞することあらん。

9 宣州樟樹慧省、藥山儼に嗣ぐ。因みに臥するの次いで、道吾乃ち近前し被を牽いて之を覆う。⁽³⁴⁾ 省曰く、作麼。吾曰く、蓋覆せり。省曰く、臥すが是か、坐するが是か。吾曰く、者の両頭にあらず。⁽³⁵⁾ 省曰く、蓋覆することいかんせん。吾曰く、亂道なることなけれ。又一日道吾外より帰る。省曰く、いづれの処にか去来すや。吾曰く、親近し来る。省曰く、簾を用いる者、両片の皮作麼。⁽³⁶⁾ 吾曰く、借。省曰く、他有り、汝より借らん。無きときは作麼生。吾曰く、ただありとす、所以に借る。それ針來線去、石頭の孫たる疑うべくもなき者。馬祖下にまた一樟樹の江西に在る者あり。まさに自ら一家の法言あるべし。而るに会元は、乃ち道吾が省と相見せる両則の語を以つて、収めて江西樟樹の章中に入る。而して宣州樟樹には乃ち僅かに洞山来參と猫兒露柱に上るの両則の語を載するのみ。指月録はまた道吾被を牽くの一則の語をもつて、両樟樹に分綴せるは何の謂ぞや。

10 滄山、道吾に問う、いづれの處をか去来するや。吾曰く、看病し来る。山曰く、幾

会昌辛酉 西紀八四一年
宣州 安徽省宣城県の地
樟樹慧省 道吾と同じく藥山儼に嗣ぐ。世寿不詳

近前 近寄つて

被 おおい、掛布。標準サイズは
身長の一・五倍

不在両頭 何れでもない。二元相對的見解の否定

乱道 むやみやたらなことをする

用簾 簾のような大口をパクパクさせてまくしたて、法螺を吹く

両片皮 両唇のこと。「到處簾両片皮」臨濟錄示衆

針來線去 針の行跡を糸は少しも違はずに追つていく

露柱 むき出しの柱。非情、無情なるものをあらわす

分綴 別々に記述している

滄山 大滄山（湖南省長沙府寧鄉県

西一四〇里の地）に住した靈祐
七七一一八五三、法を百丈海に
嗣ぐ

人あつてか病(37)む。吾曰く、病めるあり、病まさるはこれ智頭

陀なることなきや。吾曰く、病と不病と總に他事に干らず、速かに道え、速やかに道

え。伝灯は此に止まる。而るに会元には「山曰く、道い得るもまた他と没交渉」の十

字あり。余疑うらくは「總不干他事」の下に必ず脱落あり、文言意旨俱に脈絡を欠く

ことを致せるならん、と。蓋し鴻山は師位にあり。道吾は弟子の列に居る。⁽³⁸⁾速道、速

道は、あに弟子たる者の口より出でしものならんや。況んや後に道得也与他没交渉の

一語、鴻山の口より出づとなれば、則ち鴻山は逐塊を成せん。宜しく道吾に在るを乃

ち是となす。かれ始めに總に他事に干らずと曰うを見る。すでに則ち他と没交渉と曰

う。何等頭正尾正終始一貫せるものならん。故に總に他事に干らずの下に「山曰不干

一句」の六字を補いて、山曰く、不干の一句、速かに道え速かに道え、と云うが如き

んば、吾は、道い得るもまた他と没交渉と曰わん。かくの如くなれば、あに語脈意旨

一氣に貫通せざらん。

智頭陀 円（宗）智、道吾のこと。

寡欲にして厳しい生き方をして
いる学道者

總に 全部ひっくるめて

道吾には

前後一貫したすじみち

指月録は急道に作る

逐塊 他の言句の跡を追い廻わす

頭正尾正 はじめから終りまで筋が

通つて真違いがない

白馬疊照 湖北省荊州府江陵県に二

白馬寺あり。一は県治北、一は

城東八十里、その何れに住した

か不詳

生死一如の消息を伝える

趙卿 南泉の嗣徒諱七七八一八九七

長沙 景岑、初め鹿苑に住し第一世

となるも、その後定所なく縁に

徇つて接物、請に随つて法を説

いた

推枕

茱萸 初め隨州護國院に入つて第一

世となり、鄂州茱萸山（湖北省

武昌県）に住した

子湖 衡州子湖巖利蹤のこと。師は

衡州馬蹄山に至り結茅、開成二

年邑人の施により山下に子湖院を創し、広明中八十一歳で寂し

た

宝峰照、円照本みな頌あり。これ古今ともに観るところのもの。乃ちいま曇照の語をもって移して天王悟の事となす。⁽⁴⁰⁾ 首尾一字も差せず。ああ兩人をもって同一州、同一機語、また同一事迹と、この事あらんや。また灯譜を刻する者あり、ついに白馬曇照をもって直に之を削る。南泉下一嫡嗣を去却し、白馬一代の竜象寥寥として聞くところながらしめ、馬祖下に一偽嗣を添入し、一百三十七の同門をして黙黙として識るところながらしむ。惜しいかな。

12 鄂州柏巖、因みに洞山、密師伯と到る。巖問う、二上座いづれの処より来る。山曰く湖南。巖曰く觀察使の姓はなんぞ。山曰く、姓を得ず。巖曰く、名はなんぞ。山曰く、名を得ず。巖曰く、また事を理めるや否や。山曰く、自ら廊幕の在ることあり。巖曰く、出入するや（いなや）。山曰く、出入せず。巖曰く、あに出入せざらん。山弘袖して便ち出づ。巖次いで早く堂に入り、二上座を召して曰く、昨日老僧闍黎(41) 対えて一転語するも相契せず、一夜不安なりき。いま請うらくは闍黎別に一転語を下さんことを。もし老僧が意に懶わば便ち粥を開き、相い伴つて夏を過さん。山曰く、郤つて和尚の問わんことを請う。巖曰く、不出入の事如何。山曰く、太尊貴生。巖乃ち粥を開いて同じく夏を過ごす。これ洞山始終惟だ尊貴を明かす一則の語なり。旧録は「出入せ

寥寥 まばらで数が少いこと
黙黙 口をつぐんで黙りこんでいる

密師伯

雲巖の弟子神山僧密、師伯

さま

觀察使

觀察処置使、唐代諸州を巡視し、政治の可非善惡を調査した役名

理事 政務をとる

廊幕

屋外の幕、転じて帷幕の臣、幕僚

出入 中央への出仕往来。清淨法身の出入にかける

闍黎

acārya に由来する語で師僧を指す。貴僧。洞山錄その他には上座としている

愒

かなう。ころよし。元本『四家錄』には「不称老僧意」とある

一転語 心機一転して証悟に導くよう強い影響力をもつ言句

太尊貴生

天子の尊貴なるに似て、太だしくけ高く威嚴がある。生

は助辞

さるの事如何」において、改めて「あに出入せざらん」となす。もしこれ洞山の答うるところならば、方木、円孔に逗らざるなり。けだし太尊貴生は乃ち洞山が柏巖に代りて別出せるの語なり。還た出入せりや（いなや）、と曰うが如きんば、山は不出入と曰い、巖は太尊貴生と曰えり。⁽⁴⁵⁾かくの如きはあに尤も言尽き、意尽き両つながら之を得たるものならん。柏巖、粥を開いて同じく夏を過ごしし所以の者は、この語意に恵得たるものならん。また「老僧対闇黎一転語不相契」を改めて「闇黎対老僧一転語不相⁽⁴⁶⁾」を以つてのみ。また「老僧対闇黎一転語不相契」となすは、言に於いても意に於いても尤も不順となす。若し闇黎老僧が一転語に對するも相契せずといわば、則ち柏巖何を以つてか一夜不安なりきといわん。あに洞山の対語相契せざるに柏巖反つて一夜不安ならん。況んや洞山の所対は、宏智の所謂拱默威嚴、誰か敢えて正視する者これなるにおいておや。末上に払袖して便ち出づと、その点罰また何等か分明。柏巖一夜不安なりし所以の者は、ここを以つてのみ。

13 洞山雲巖を辞す。問う、百年後忽ちまた師の真を邈得するや（否や）、と問うことあれば如何んが抵対せんと。⁽⁴⁶⁾巖良久して云く、祇だ者れ是れぞ。山沈吟す。巖曰く、价闇黎、個の事に承当せんには大いに須く審細なるべし。山なお疑に渉るがごとし。のち水を過ぎり影を覗て、始めて大いに悟る。これ洞山が悟由の深浅歴然たり。正に見

方木円孔 角材は丸い孔には通らぬ。しつくりしない

代語 代語。普通は師家が学人に代つて開示する場合にいう

開粥 食料を用意して

不順 理に合わぬ

拱默云々 両手を胸の前で重ね沈黙している、静かでしかも端然とした人を威圧する態度。『宗門拈古彙集』卷十八

点罰 評価されるべきところと、とがめられるところ

末上 果てに、終りに、上はある時間を指示して、いつ時に用いられる接尾辞

眞遷化した尊宿の肖像、眞面目

邈得 伝灯録に従つて貌と解する。

うつし得るや

抵対 応接対応すること

沈吟 思をひそめてよく思案する

承當 領得する、会得する

審細 はつきり事こまかに徹底して

悟由 さとりかた

る、吾人が個の事を承紹するはこれ輕易にあらざるを。自ら沈吟して疑に渉ることを致す。疑に渉るに由りて始めて大悟するを得たるなり。一気に叙し来るとせば、何等か穩順なる。且く向日会する所の無情説法を見得するに、みな見解辺の収なり。この番始めて実証すと称するが若きには非ず。またなお高峰が眞を観る時すでに悟と称せるがごとし。正に睡着して無夢無想の時、主人公いすれの処にありやと問うに及んでは、則ちまた言として対うべきなく理として伸ぶべきなし。直に枕子地に落つるに至つて方に始めて大悟せるなり。これ言として対うべきなく、理として伸ぶべきなし。沈吟してなお疑に渉るがごときには非ざらん。沈吟を改めて良久となすことあるも是なるに非ず。

14 鵝湖智孚、莊上に油糍を喫すの一則の話あり。考せざる者は乃ち概ね南泉莊上に油糍を喫すとなすも、これ訛りなり。⁽⁴⁷⁾けだし因みに南泉莊に到ることあり、莊主あらかじめ土地前に備え、さらに一分の飯を下すの語、相い溷じて遂に誤伝を致せるのみ。

15 霊雲志勤、桃花を観じて道を悟る。鴻山乃ち曰く、縁に従つて薦得せば、永く退失なけん。玄沙云く、諦当なることは甚だ諦当、敢保すらくは老兄未徹在。この語によ

	承紹	見得	見得	見得	見得	見得	見得	見得
向日	うけつぐ 点検してみると。得は知覚に	尾関する若干の動詞に接続する。得は知覚に	失	さきごろ、過日	尾辞。可能の意味はほとんど消接に			
無情説法		可能の意味はほとんど消接に	失	さきごろ、過日	尾辞。可能の意味はほとんど消接に			
灯錄		可能の意味はほとんど消接に	失	さきごろ、過日	尾辞。可能の意味はほとんど消接に			
二八、南陽忠の条		可能の意味はほとんど消接に	失	さきごろ、過日	尾辞。可能の意味はほとんど消接に			
枕子	頭で理解した程度のわか	頭で理解した程度のわか	失	さきごろ、過日	尾辞。可能の意味はほとんど消接に			
睡着	りかた	りかた	失	さきごろ、過日	尾辞。可能の意味はほとんど消接に			
枕子	ねむりこけていて。着は継続した動作状態を表わす。接尾辞	ねむりこけていて。着は継続した動作状態を表わす。接尾辞	失	さきごろ、過日	尾辞。可能の意味はほとんど消接に			
落地	ちよどりから脱け落ち	ちよどりから脱け落ち	失	さきごろ、過日	尾辞。可能の意味はほとんど消接に			
良久	ややしばらく	ややしばらく	失	さきごろ、過日	尾辞。可能の意味はほとんど消接に			
智孚	凡情がすっかり脱け落ち	凡情がすっかり脱け落ち	失	さきごろ、過日	尾辞。可能の意味はほとんど消接に			
福州	「仰山推出枕子」参照	「仰山推出枕子」参照	失	さきごろ、過日	尾辞。可能の意味はほとんど消接に			
鵝湖	州鵝湖に居る。雪峰存に嗣ぎ、信	州鵝湖に居る。雪峰存に嗣ぎ、信	失	さきごろ、過日	尾辞。可能の意味はほとんど消接に			
志勤	あるも別人	あるも別人	失	さきごろ、過日	尾辞。可能の意味はほとんど消接に			
油糍	米黍の粉を蒸して作った餅の一種、胡麻入りの餅を指すこともの	米黍の粉を蒸して作った餅の一種、胡麻入りの餅を指すこともの	失	さきごろ、過日	尾辞。可能の意味はほとんど消接に			
下	ある。油で焼いたものであらう	ある。油で焼いたものであらう	失	さきごろ、過日	尾辞。可能の意味はほとんど消接に			
事の用意	ある。油で焼いたものであらう	ある。油で焼いたものであらう	失	さきごろ、過日	尾辞。可能の意味はほとんど消接に			
予備	ある。油で焼いたものであらう	ある。油で焼いたものであらう	失	さきごろ、過日	尾辞。可能の意味はほとんど消接に			
表わす	ある。油で焼いたものであらう	ある。油で焼いたものであらう	失	さきごろ、過日	尾辞。可能の意味はほとんど消接に			
ごちやまぜ	ある。油で焼いたものであらう	ある。油で焼いたものであらう	失	さきごろ、過日	尾辞。可能の意味はほとんど消接に			
動作	ある。油で焼いたものであらう	ある。油で焼いたものであらう	失	さきごろ、過日	尾辞。可能の意味はほとんど消接に			
意結食	ある。油で焼いたものであらう	ある。油で焼いたものであらう	失	さきごろ、過日	尾辞。可能の意味はほとんど消接に			
三人の一人	ある。油で焼いたものであらう	ある。油で焼いたものであらう	失	さきごろ、過日	尾辞。可能の意味はほとんど消接に			
会要	ある。油で焼いたものであらう	ある。油で焼いたものであらう	失	さきごろ、過日	尾辞。可能の意味はほとんど消接に			
人としてその名を挙げた者	ある。油で焼いたものであらう	ある。油で焼いたものであらう	失	さきごろ、過日	尾辞。可能の意味はほとんど消接に			
とする	ある。油で焼いたものであらう	ある。油で焼いたものであらう	失	さきごろ、過日	尾辞。可能の意味はほとんど消接に			
余すところなく領得する	ある。油で焼いたものであらう	ある。油で焼いたものであらう	失	さきごろ、過日	尾辞。可能の意味はほとんど消接に			
学道者	ある。油で焼いたものであらう	ある。油で焼いたものであらう	失	さきごろ、過日	尾辞。可能の意味はほとんど消接に			
後戻り	ある。油で焼いたものであらう	ある。油で焼いたものであらう	失	さきごろ、過日	尾辞。可能の意味はほとんど消接に			
から遠ざかる	ある。油で焼いたものであらう	ある。油で焼いたものであらう	失	さきごろ、過日	尾辞。可能の意味はほとんど消接に			

れば則ち鴻山は乃ちこれ繼席の大安にして靈祐には非ず。けだし祐はすでに大中癸酉（八五三）に寂し、玄沙は開平戊辰（九〇八）に寂せり。相去る五十六載、玄沙寿七十四と、いうに拠れば、則ち生年は太和乙卯（八三五）あり。臘四十四なれば、則ち雜染は咸通甲申（八四六）にあり。故に本伝に云く、咸通の初、甫めて三十、乃ち釣舟を棄て芙蓉に従つて落髮せりと。則ち祐が示寂の年に玄沙は僅かに十九歳にして、なお未だ出家せず。未徹の一語を觀るに、實に抽釤抜楔の手眼あり。あに未だ道に入らざる十余才の釣船の小子、便ち能くこの語を發せん。ここを以つて知る、勤は必ずや大安の子なることを。伝灯が祐の嗣となすは考を失するのみ。

16長慶大安、鴻山に繼席せし時、かつて衆に示していえるあり、有句無句藤の樹に倚るが如しと。疎山聞いて特に嶺に入りて參請せんとし、安の壁に泥するに値うの次いで便ち問う。承わり聞く、和尚は有句無句藤の樹に倚るが如しと道うと、是なりや否や。安曰く、是なり。山曰く、忽もし樹倒れ藤枯るが如きんば句何れの処にか帰せん。安泥盤を放下して呵呵大笑し、方丈に帰る。山領ぜず。安曰く、向後独眼竜あるるも対えなし。道吾に到りこの語を挙す。吾は諸をして菴を看せしめ、自ら鴻山に

玄沙 雪峰義存の嗣、師備のこと。

八三五十九〇八

眞実に契当している

諱敢保は間違ないと確信して保証す

る

敢えて保証する。こであるの

芙蓉 歸宗智常の嗣、靈訓

抽釤抜楔 凝滯する迷妄を除き、鮮

かに決定的な処置を施す。『碧

手眼 有句無句 手腕と眼識

四句分別の二、言句の相

依相對的關係を明かし、言詮不

到の境を指示す。この則、楞伽不

経、樹藤の句に基く。從容

七、宏智錄二、拈評三百則一五八

七、鐵文樹七三

洞山良份の嗣、匡（光、羨

仁のこと。「師叔」と呼ばれ畏

敬された。先疎山ともいう。八

三七一九〇九。『全唐文』九二〇

疎山白雲禪院記所収の伝参照

泥盤壁 泥壁を塗る

泥盤 群で、明招謙を指す。師が機鋒抜

点破 一則の語の要旨を僅かな言句

を以つて明かにする。從容錄に句

ろから

石霜諸 は、点破し去るあらん、とす

を以つて明かにする。從容錄に句

道吾智の嗣慶諸、得法後石

霜山に住すること二十年、光啓

四年（八八七）示寂、寿八二

到り、諸のために讐を報ぜんとす。鴻山の泥壁するに値うてまたかくの如く問い合わせ、かくの如く呵呵大笑す。吾は泥裏に捺倒せらる。鴻山は管せず。疎山と大安の語を参請するに、釐忽として易ならず。謂く、清貴は羅山と持論し、力めて道吾を扶け羅山に擒下せられ、道吾はただこれ館駅裏本色撮馬糞の漢というに至れりと。これ訛りなり。⁽⁵¹⁾ それ疎山は大安の処において領せざりしも、のち明招に謁して始めて悟りて曰く、原来笑裏に刀ありと、鑿鑿として拋るべし。則ちこの語大安の語たる疑いなし。いま道吾諸のために讐を報ずといふのは、則ち靈祐に属せしならん。あに鴻山、長慶両処にみな恰恰として壁に泥するに値わん。またみな恰好同一に呵呵大笑せん。ことに知らず道吾は大安鴻山に繼席せし時、すでに寂し去ること二十余年なり、この語は乃ち大安の示衆にして靈祐の語に非ず。即ち道吾、祐においてまた嘗つてこの語あらじ。則ち安の祐を佐くる最も久し。熟聞せざるに非ざらん。乃ち聞に在りて疎山に対し、また別に生機一路ありたるにて仍ち祐の成轍に墮せるにあらず、あにいわゆる老を大安とせんや。ここを以つて知んぬ、道吾が諸のために讐を報ぜしとは必ずこれなきことなるを。羅山の清貴と論ぜし所の者、またあに疑なけん。

¹⁷ 裏州関南道吾⁽⁵²⁾、関南常に嗣ぐ、南岳の第四世たり。巫者神語を樂するを聞いて省あ

捺倒 清貴 羅山門下。指月錄卷十一、長

慶 大安伝 参照

羅山 巖頭全巖の祠、福州羅山に住す

館駅裏 宿駅において

本色 ほんもの

撮馬糞漢 他の汚物の後始末をして

廻る輩

笑裏有刀 笑いの中に有無の情見を

鑿々 切断する鋭利な刀あり。

怡々 明確なさま

熱聞 びつたり

生機 常日頃よく耳にしている

一路 激渾として躍動する禅機

の躉直な一条の路

成轍 前人と同じ徑路を辿る

諸 慶諸のこと。前出

り。のち徳山の門に遊び、法身眼に透ることを得たり。故にかつて、関南の鼓を打動し、徳山の歌を唱起すといえり。その上堂に、蓮華の笠を戴き、襷を披し簡を執り、鼓を擊ち、笛を吹き、口に魯三郎神と称す。その機を接し客に対するは、みな人の意想に出づと。収めて潭州道吾宗智の事となすあるも、これ訛りなり。宗智は薬山儼に嗣ぎ、乃ち青原下第三世なり。一は潭州にありて山名となす。一は閩南にありて人名たり。少しも溷すべからず。

¹⁸晋州霍山景通は南岳下第五世、仰山寂の嗣なり。初め帰宗にあり、忽ち一夜叫んで曰く、われ大悟せりと。衆これに駭く。宗は明日上堂し、昨夜大悟せるの僧出で来れと召す。通出づ。宗曰く、你この什麼の道理を見てか便ち大悟すというや。通曰く、師姑はこれもと女人の做なり。宗これを異とす。通便ち辞し去らんとす。宗は門送し、一笠を与う。通接してこれを戴いて便ち行き、さらに回顧せざりき。次いで仰山に参ず。山閉目して坐す。通乃ち曰く、如是如是、西天の二十八祖もまた如是、唐土の六祖もまた如是、天下の老和尚もまた如是、景通もまた如是と。語訛りて右辺を過ぎ一足を翹ねて立つ。山は禪床を下りて四たび藤条もて打す。のち霍山に到り、自ら集雲峰下の四藤条、天下の大禪仏參ずと称う。山維那を喚んで鐘を打たしむ。通は驟歩

法身眼 無相の靈眼
襷 上衣と裳が連がつてゐるひとえもの

魯三郎 魯家のわかもの
簡 札状のもの。本来文字を書くに用いた

潭州 湖北省長沙県一帯の地
道吾 長沙府瀏陽県北十里、道吾山、

晋州 山西省平陽府臨汾縣周辺の地
霍山 平陽府洪洞縣東北四十里、山
上に浮岡あり。并州東南三十里

太岳、霍太山も別名霍山という。
岳陽県西北九十里にも霍山あり

仰山 滾山靈祐の嗣、慧寂。八〇七
一八八三、江西省袁州府宜春県
南六十里、仰山に禪院を創して居る

師姑 法系上の姉に当るもの。尼僧
如是 他の境界なり言動なりが、法理に叶つて誤謬が認められない時、これを肯う意を表わす語

藤条 ふじづる

大禪仏 禪法の究極に達した者
驟歩 かけ足をして

して出づ。住後化縁まさに畢らんとし、薪を野に備え、衆を辞して食し訖り、自ら炬勢を執りて積薪上に登り、笠を以つて頂後に置き円光の相をなし、杖を執つて降魔杵の勢をなし、立ちて紅燄の中に終る。旧録に載せて帰宗下にまた一大禪仏智通と名づくるあり、のち臺山の法華に居ると。臨終に偈あり、曰く、手を挙げて南斗を攀じ、身を翻して北辰に倚る。頭を出だして天外を見る、誰かこれ我般の人。これに拠れば両人あるに似たり。とくにその機縁・時代・住處を稽えれば、実には一人たり。けだし仰山、帰宗、後先同時⁵³、而して通の初參徧參、嗣法住院は確として次序あり。それ帰宗に在りて夜叫びしは乃ち發悟の時なり。仰山に見えて翫足せるは乃ち呈解の時なり。霍山に到り驟歩して出でたるは乃ち作家相見の時なり。その初め帰宗にあり、便ち辭し去るに及びの数字を観れば、則ち灼灼然として一人たること疑いなし。霍山は仰山と同じく鴻山祐に嗣ぐ。(しかれば)則ち通は霍山の(ために)猶子なり。作家相見の後に當り、便ち出でてその席を繼ぐ、また想うべし。然も名において景・智の別ありと雖も、嗣法の時、これ必ず智に易えて通と為せしなり。臺山法華、晉州霍山のごときに至りては、これすなわち兩つながら曾つて住過の道場なるのみなけん。且く晉州、臺山みな連界の地方にして、相い去ること遠からず。その一人たることまた想うべし。然れば則ち臨終の一偈、また安んぞ立ちて紅燄に終りし時説く所とせざるを

化縁 教化の因縁、この世のえにし
金剛杵 金剛神が所持する頭部が四
角形をしている杵
南斗 南の空にある六星
北辰 北の七星
翫足 足をつまだてる。片足をあげ
我般 わたしのよう
て立つ

作家 禅の真義を体得し、学人の教導に巧みな力量を具えた禪僧
燭々然 明らかなさま
猶子 兄弟の子、法姪
鴻山 「仰山」 景通

知らんや。いま敢えて前非を踏まず、特にこれを弁ず。

19 代州五臺華嚴寺無著⁽⁵⁴⁾は法師なり。永嘉の人。乃ち清涼澄觀の門弟子。華嚴の教を習い、初め唐の大曆丁未を以つて五臺に遊び、般若寺に入り、老翁と問答す。玻璃の盞を挙げ、南方にまた者個及び前三三後三三等の語ありやと問う。辞出して均提に詢えば盼を転するに寺とともに得べからず。著その異を感じしにより寺を建て額に華嚴と題し、老を山中に終う。憲宗の元和中、門人文一追述すること甚だ詳なり。

杭州龍泉院無著文喜は禪師なり。嘉禾語兒⁽⁵⁵⁾、朱氏の子、乃ち仰山寂の嗣なり。唐の

宣宗大中の初、大慈寰中に参す。咸通壬午仰山に觀音院に参じて言下に頓契し、囑を受けたるの後、丙戌浙に還る。光啓丁未龍泉の廬署を主る。昭宗丙子たび衣を賜う。隱乾寧丁巳師号を賜いて無著といふ。光化庚申の冬示寂す。寿八十、臘六十。全身を靈の西塙に塔す。宋の寧宗嘉定庚辰、大慈山智覺寺塔の左に遷す。二師の本伝に載する所の始末かくの如し。而して無著の両字、一は本名に属し、一は賜号に属す。賜号に属する者は、穆宗の長慶辛丑に生る。本名に属する者は玄宗の開元丁丑に生る。開元丁丑より長慶辛丑に至る已に八十五年、文喜寿八十。若し本名を以つてする者文喜一人なりとせば、則ち文喜は当に一百六十五歳、十四帝を経歷せしことあるべし。まさ

五臺華嚴寺 山西省代州五臺県東北
一二〇里（一四〇里）五臺山
般若寺 五臺山中樓山谷にあり。清
涼山志卷二

者個 玻璃の盞を指すか

前三三後三三 前も三三、後も三三、

彼も此も同じであるとの意。た

だ前後は問題ではなく、無限無
数を表わすことあり。俗語では

連続を意味する。『碧巖』三五。

均提 文殊の侍者の名、童子を称す
文喜 八二一九〇〇、仰山寂の嗣
大慈寰中 百丈懷海の嗣、七八〇
八六二

咸通壬午 西紀八六二

觀音院 江西省南昌県在

丙戌 西紀八六六

光啓丁未 西紀八八七

乾寧丁巳 西紀八九七

光化庚申 西紀九〇〇

塔 もと石人嶺にあり。無垢院に

遷し、さらに寺東に室した

嘉定庚辰 西紀一二二〇

長慶辛丑 西紀八二一

開元丁丑 西紀七三七

に八十というに止るべきにあらず。況んや一は則ち法を仰山に嗣ぐ、懿宗咸通年の後にあり。一は則ち教を清涼に習う、代宗大曆年の前にあり。しかも会元涵じて収めて一人とせるは可なんや。

20 興化、臨濟遷化の日において、なお未だ發悟せず。⁽⁵⁶⁾ 即ち三聖の首衆にありて、また未だ甚だしく大徹せず。のち大覺院主となるに於り、大覺の鑪錘下に従つて始めて臨濟が黃檗の處において棒を喫せし道理を薦得せり。則ちそれ重闗を透脱せるは、實に三聖、大覺の力を得たり。二老の興化におけるや師資の分あり、而して興化出世して竟いに弁香を拈す。當時勉めて孤・賒を謂い、未だ必ずしも内に怍することなきにあらず。大川先後に本づかず、乃ち竟いに興化を二老の上に列す。⁽⁵⁷⁾ 兄を黜して弟となすは深く倫礼に悖る。後人越分の漸を長ずるなり。いまは伝灯正宗の所列による。

21 僧宝伝玄沙の章末に云く、石頭の宗ここに至りて遂に之を中興すと。それ玄沙と雲門とは昆季たり。同じく雪峰存に嗣ぐ。存は德山鑑に嗣ぎ、鑑は竜潭信に嗣ぎ、信は天皇悟に嗣ぎ、悟は石頭遷に嗣ぐ。覺範が、石頭の宗ここに至りて中興すといふは、あに拠なくして然るものならんや。雲門偃は香林遠を出だし、遠は智門祚を出だし、

懿宗 西紀八六〇—八七三の間 在位
成通年 懿宗の在位年に同じ
大曆 西紀七六六—七七九の間
興化 広濟禪師、河北省大名府魏県
首衆 興化寺、存選、八三〇—八八八
指月錄に「後在三聖会裏為首座」とある

大覺 臨濟義玄の嗣、魏府大覺、年
寿不詳。門下に廬州大覺、澄心
晏德、汝州南院和尚、宋州法華

鑪錘下 師家が学道者を鍛錬する手
段、道具だて。鑪は火床、錘は
鐵などを鍛える道具

薦得 すっかり会得する
黜法 おとす、しりぞける
倫禮 人として履むべき道、社会の
法、慣習、守るべき秩序

越分 ある者が全体の中で正當に占
めることのできる位置を越える

玄沙 雪峰存の嗣、師備、八三五—
九〇八

昆季 兄と弟。雲門偃も雪峰門下で
あるところから
覺範 宝峰克文の嗣慧洪、一〇七一
一一二八

祚は雪竇顕を出だせり。これまた世系の最も明著たるところのもの、水源木本、少しも涵すべきに非ず。従来するところなり。呂碑⁽⁶¹⁾にはもと顕を載せて無際九世の孫となす。しかるに後人要す天王の烏有を成し、遂に無際を改めて大寂⁽⁶²⁾となし、後來の考究することを知らざる者をしてついに争端を成すを致せるならん。

22 曹山慧霞⁽⁶³⁾、因みに僧侍立するの次いで、山曰く、道者熱を熬くべきや。曰く、是。

山曰く、ただ熱するが如きんばいすれの処に向つてか回避するや。曰く、鑊湯爐炭裏に向つて回避せん。また作麼生か回避すや。曰く、衆苦到る能わず。

旧録かくの如し。それ語録を編輯するは、なお人の行実を紀することし。その紀するところの言、必ずやその人の佳き言、紀するところの行は必ずやその人の善行、乃ち行実となす所以なり。もし所紀の言、佳しと雖も己の言に非ず、所紀の行、善なりと雖も己が行に非んば、あにその人の行実ならん。この則の語、もし果して旧録の如くなれば、則ち手眼は全く者の僧に属す。曹山の章中に載するも曹山と何ぞ与らん。即ち者の僧をしてこれ明眼ならしむれば、則ち紀録者はまさにその名を書すべきなり。龐蘊の百靈における、諸山の布衲におけるが如き⁽⁶⁴⁾乃是となす。いま既にその名なれば、則ち手眼は曹山に属すること必せり。請わくは諸昭覺の拈古中に挙ぐるところ

水源木本 根本、出所。よつてきたるところ

呂碑 呂夏卿が撰述した重顕の塔銘を指す

無際 石頭希遷、七〇〇—七九〇の

謚号

烏有 いづくんぞあらんやの意で、皆無であること。實際には存在しない者を捏造したことを指す

道者 有道の士、仏道を修する者
熬 殺の俗字、のぞく、そぐ
鑊湯爐炭裏 焦熱地獄を指す。但しいう心は寒暑不到の境

衆苦不能到 生死を透脱した境地にあるが故に

行実 その人が行つたこと、行履の

旧縁 例え景徳伝灯録の如き
手眼 実際
明眼 手腕と眼識
具えた者 仏法を的確に見究める見識を

百靈 馬祖道一の嗣。両者の問答『伝

灯録』八

韶山 夾山善会の嗣。韶山寔普

布衲 遵布衲『伝灯録』一六に見える

昭覺 心地明瞭なる者、敬していう

語

に質されんことを。

23 普寧帰道は徳山密に嗣ぐ、羅湖野録に載せたり。⁽⁶⁵⁾ 会元は普安道に作る。これ誤りて寧を以つて安となせるのみ。而して道の上に又一帰字を欠く。羅湖野録は高宗の紹興庚辰に出づ。宋の中年に當る。会元は宋の季に出づるものなれば宜しく普寧に従うべし。

24 嶽麓智海⁽⁶⁶⁾は吉州泰和、万氏の子。宋の仁宗嘉祐戊戌に生れ、金公に出家し、東林の玉礪に依ること最も久しき。晩に仰山に抵り筆墨を嗜み、仏印元の痛策を得て乃ち頓棄し、大鴻誥に依止し僅か十年にして始めてその法を嗣げり。哲宗の元符己卯、衡陽城東の東明に開法し、のち湘西の嶽麓⁽⁶⁷⁾に遷る。いくばくもなく麓火に厄す。海ためにこれを新たにして常に倍せしめたり。徽宗の宣和己亥七月九日、陞座して衆に別れ、次日の黎明衆を集め、出世の本末を叙べ、偈を説いて逝く。寿六十二、臘四十

二。西嶧舜塘の陰に塔す。南嶽下十三世たり。

旧録には大鴻誥下に智海の名に乏し。乃ち独り一嶽麓海のみ載せ、開先宗下の章内に、僧問う、進前三歩の時如何云々、の一則の語を載せたり。あに嶽麓智海、泰和万

徳山密 德山第九世、縁密、円明大師
羅湖野録 宋、仲温曉瑩撰、二卷
紹興庚辰 西紀一一六〇

吉州泰和 江西省吉安府泰和県

仏印元 開先善暹の嗣、仏印了元、
一〇三二一一〇九八

痛策 苛責ない厳しいむち、激励

元符己卯 西紀一一〇九九
衡陽 湖南省衡州府衡陽県

湘西 湘江の西部。湘江は広西に源

流して洞庭湖に注ぐ。嶽麓は湘江水の西岸約六里の地

大鴻誥 大鴻山（湖南省寧鄉西百四十里にあり）に住した慕誥、一

一〇九五。のち東京（開封）大相國智海禪院に住す。翠巖可真の嗣

氏の子たる者とまた一人ならん。そもそもまた即ち一人なるや。けだし続伝灯編収の日は、智海が衡陽の東明に開法せし時に方り、なお未だ遷りて嶽麓の事を領ぜしにあらず。須らく知るべし、大渦詰下の東明仁仙なる者、もと一人のみなるを。仁仙は乃ち智海の名なるを以つて、智海は乃ち仁仙の号なり。それ青原下十四世、雲門八世の孫、開先宗に嗣ぐ所の嶽麓海なる者は、もとただ仁仙その人なり。故に之を去る。

25 龍潭崇信は渚宮⁽⁶⁹⁾の人、売餅を業とせり。少くして英異なりき。初め悟和尚、靈鑒のため⁽⁷⁰⁾に潛かに請われて天皇に居る。人之を測るなし。信は寺巷に居りて、日に十餅を以つて之に餽ると。備さに灯錄に載す。いま信を以つて天王の嗣となすあるも誤りなり。それ靈鑒のために潛かに請われし者は、乃ち城東の天皇道悟にして、城西の天王道悟には非ず。いわゆる寺巷とは乃ち城東天皇寺の巷なり⁽⁷¹⁾。いま荊州城東に現存す。泯滅すべきに非ず。城西の巷すでに天皇その名なれば則ち龍潭は天王の嗣に非ざること明かなり。龍潭の章中「初悟和尚為靈鑒潛請居天皇寺人莫之測」の一十七字を繫去すと雖も、それ寺巷に居りて餅を餽るの事迹の如き、井井然として掩滅すべからざるは何ぞ。これ則ち日に十餅を以つて餽りし者は城東の天皇道悟なり。城西の天王道悟に非ざることまた明かなり。なんぞまた靈鑒のために請われ、人すでに故を測らざ

東明仁仙 続伝灯錄は、仁仙と嶽麓
智海とを併列し、嘉泰普灯錄は、
開先宗下に嶽麓智海、真如詰下
に東明仁仙を列す

雲門八世 開先宗に至る八世とは、
雲門文偃—香林澄遠—智門光祚
雪竇重顕、天衣義懷—開先智珣
—開先宗と次第相承する法系を
いう

灯錄 景徳伝灯錄、卷一四、五灯会
元 卷七など

繫去 文脈から考えて、けずり去る、
の意か

井井然 物事に筋道が立つて乱れな
いさま
者の中の餽の一宇、恐らくは

る。信は日に十餅を以つて餽ることを得たる。丘碑のいう所のごとく節使親臨し衙に迎えて供養せし者ならば、則ち四事豊饒、貴顯見を求むるも且く得ずと。而るに舗家の児あえて十餅を以つて見瀆せんや。況んや城西の天王⁽⁷²⁾、郡志の従を考えるに未だ有らざるなり。然れば則ち聞人の碑、圭峰の状、徳輿の銘、これみな好事者の妄捏するところたり。⁽⁷³⁾明眼の考覈に非ざるにより、訛を以つて訛に伝え、千古の誤を成することを致す。また夢覚堂宗派の序に云く、張無尽⁽⁷⁴⁾、洞山・徳山垂手同じからず。恐らくは天皇の処より或いは差誤あらん。のち達觀穎の処において唐の符載撰するところの天皇道悟塔記を得、また討ねて丘玄素作るところの天王道悟塔記を得たり云々と。⁽⁷⁵⁾これ謬言なり。それ達觀穎は宋の仁宗嘉祐己亥の除夕に寂す。張無尽は徽宗の宣和辛丑に卒す。辛丑よりかみ己亥に遡るに五帝を経歴し、相去ること六十三載、無尽寿七十九、穎の寂年に当りては僅か十六歳、まさに読書して挙業を習うの時、文章功名に孜孜として且く暇あらず。仏学に暇あれば即ち未だ必ずしも即ちよく心を宗乘に留めず。能く心を宗乗に留めれば、未だ必ずしも即ちよく門庭宗派の事を討論せず。何を以つて之を知る。無尽の伝を按するに云く、年十九拳に応じて京に入り、道に向氏の家に由り、登第して回るや遂に向氏の婿となる。初め主簿に任せられ、梵策の莊嚴を見て遽かに拂然として無仏論を作らんと欲す。時に年すでに二十有余なりき。のち同

四事豊饒 飲食、衣服、臥具、医薬
がふんだんにあってこれに事欠くことがない

舗家 おたな、店舗

従 蹤に同じ、事跡

見瀆 求見に対し瀆見か、瀆、原文
は偏をソ（二水）を作る

聞人碑 丘玄素の撰するところ

圭峰状 宗密が裴相国に与えた宗趣

徳輿銘 権徳輿が撰した馬祖の塔銘
考覈 考えしらべる

謬言 根拠薄弱ないつわりのことば

五帝 宋の仁、英、神、哲、徽宗の五人

主簿 文書、帳簿等を管理する役職

挙業 科挙の時に作る文章

文章功名 文章家としての声名

門庭宗派 禅門における宗教的施設

と宗旨およびそれを担う集団

主簿 文書、帳簿等を管理する役職
者。掾史の頭目

梵策 仏書のこと

沸然 怒りを発し色をなしている状

列を訪ね維摩經を得て之を読み、始めて仏乗に信向せり。それ二十有余の年を以つて、且く梵策の莊嚴を見るに奈えざれば、則ちそれ仏門になお未だ信を生ぜざりしこと知るべきなり。而も顥未だ寂せざるの前において十数歳の書生、また詎んぞよく門庭宗派と、それ垂手不同の事を討論せんや。顧みて乃ち云く、顥の處より符載の碑を得、また討ねて丘玄素の碑を得たりとは然るや否や。これ弁を待たずして自らその妄誕なること必せりと知る。且く無尽心を宗乗に留めしは竟いに晩年に在り、元祐六年辛未、江西に漕をなして兜率悅に見え、拓鉢の話に於いて疑いあり。夜半溺器を觸翻して乃ち徹悟するを得たり。時に年すでに五十。元祐辛未より、かみ嘉祐己亥に遡るまた三十三年、始めて宗門に悟ありしなり。且くこの持論の拠に云く、いまは丘・符の二碑を以つて之を証すと。方にわが択法驗人の謬らざりしことを知る。則ち垂手不同の論は必ずや得碑の前にあり。あに十余才志学の書生、遽かによくこの宗乗堂奥の語を發せん。これすでに兜率に見えて徹悟せるの後にありとせば、或いは少しく信すべし。もし顥未だ寂せざるの前にありと云わば、則ち孩童拍盲断じてよくこれに及ぶことあらず。然れば則ち無尽の達觀における、なお未だ曾つて一面の晤だにあらざりしなり。何ぞこの得碑の語があらん。これ直に後人の仮捏にして、まさに無根虚妄の談なるのみ。⁽⁷⁹⁾

奈	堪える
垂手不同	師家が學人を接得化導する手段が別異であること
妄誕	いつわり
兜率悅	宝峰克文の嗣、一〇四四一
一〇九一	
溺器	尿瓶のこと
触翻	ひつくり返す
択法	法の真偽を択びわける
宗乗堂奥	禪の教えの深遠なるところ

孩童
拍盲
仮捏
こども
むやみやたらなほらを吹く
いつわりのつくりごと。でつ
ちあげ

26 伝灯に慈明円、宝元戊寅を以つて舟を発し東下して京に抵り、李都尉に赴き道話を約せるを載す⁽⁸⁰⁾。月余にして尉果して歿す。後年正月五日円もまた滅を示す。世寿五十二、臘三十。是に準ずれば則ち円の示滅は仁宗の康定庚辰にして、生れは太宗の雍熙丁亥に当る。云く、二十二始めて出家すと。その年は真宗の大中祥符戊申、封禪の年に當る。而して寂音曰く、円は湘汚の間に遊び結伴して入洛し、志を決して汾陽に参づ。時に朝廷方に罪を河東に問いたり、と。然るに伝灯の旧本を按するにこの説なし。太宗漢を伐ち、固より罪を河東に問うことを為す⁽⁸²⁾。乃ち太平興國己卯にあり、且く己卯のその年汾陽まさに操守の時にあり。淳化癸巳、首山の寂後ににおいて、始めて契聰が闇を排し語に循つて請に太子院に赴く、則ち己卯の年、円なお未だ生れず。況んや二十二始めて出家せしをや。遊方の時に至り、昭の道望を聞き始めて結伴して汾陽に参じたり。これ汾陽に参ずるの日は、罪を河東に問うの年を去るすでに三十有余年なり。寂音何の拠る所にてか乃ち妄りに引いて此に至るぞ。況んや灯錄もとこの文なし。即ち結伴の語もまた載せず。

27 慧円⁽⁸⁴⁾なる者東林總に參ず。貌揚らず拳止乖疎なるを以つて人みな之を忽にす。一日殿庭中を行き、偶々足顛いてれ仆悟あり。偈を作り壁に書して曰く、者の一交、者の

及於此 宗乘堂奥の事に言及する

宝元戊寅 西紀一〇三八年

李都尉 谷隱蘊聰の嗣、字は公武、

天聖広灯錄を撰した

約

とりかわす

康定庚辰 西紀一〇四〇年

雍熙丁亥 西紀九八七年

大中祥符戊申 西紀一〇〇八年

封禪 この年、神人天書三篇降らん

寂音 と告す。ついで祥瑞紛起するに

湘汚 より趙恒泰山に赴き天を祀る
真淨文の嗣、覺範慧洪のこと

衡湘および襄汚の間。湖南、

河東 山西省の西部地方、山西、陝西の境界を黄河が南流している

太子院 山西省汾州府汾陽県東郭西

排闥 部分の東側の地
門をおし開いて

汾陽 北隅にあり
太子院のあつた地、汾陽県。こ

こでは首山省念の嗣善昭、九四六(七)一一〇二三(四)を指す

拳止乖疎 動作がちぐはぐでうとましい

一交、万両の黄金また合に消すべし。頭上の笠、腰下の包、清風明月杖頭に挑ぐと。即日東林を離る。総偈を見て人をして之を追わしむるも可ならざりき。

而して旧録には乃ちこの偈を以つてまた華嚴顕の章中に入る。ここに一偈をもつて兩人悟道の語となす。殊に知らず顕は天親ただ者個の法因縁を説く⁽⁸⁵⁾、において省ありしを。不應なるに似たり。また頭上に安じたるの頭。即ち溷に登り、水瓶を撲破して大悟するあり。而して偈語當に是に止るべからざるべし。顕かつて数々大利に遷り、名は叢林に振いたり。而して偈意口氣断じてかくの如きのみに止らず。これただ慧円の発するところなるのみ。けだし語句は乃ちその人の写照、故に顕の章中とくに之を去る。大川察せずして重出せり。独り妙喜のみ顕の語と作すを非となすといふ。因つてこれを弁ず。

²⁸無文璨、江西泰和柳塘の人。育王笑翁堪に嗣ぐ⁽⁸⁶⁾。堪は天童全に嗣ぎ、全は徑山果に嗣ぐ。乃ち南岳下十八世、黃龍の東湖祥と同門なり。宋の理宗の宝慶丁亥、饒州の薦福に開法し、次いで廬山の開先に住し再び薦福を主る。嗣法の者三⁽⁸⁷⁾、一是玉崖振と曰い円通に住し、一は定山一と曰い薦福に住し、一は別翁總と曰い未だ所住を悉にせず。その生縁世代、本録に稽うべし。而して南石琇は乃ち璨を無準範下に收む。この

万両黄金云々 どんな大金でも使えば減るが、本分の事には増減はない

頭上笠云々 雲水行脚の状
華嚴顕 投子修顕のこと。資寿、少林、招提等に歴住し投子に遷る。

不應 く号して顕華嚴といった
溷 そうであるはずがない
妙喜 道誉いよいよ播がり、叢林同じ
写照 かわや、便所

ありのままに姿を写したもの
大慧宗杲の号。大慧は余杭県
徑山妙喜庵(旧明月堂)に寂す

柳塘 江西省吉安府泰和県
宝慶丁亥 西紀一二二七。但し語録
には宝祐二年(一二五四)と明記されている

薦福 江西省饒州府鄱陽県督軍湖

北、県東三里薦福山中にあり
開先 江西省南康府星子県西北二十
里、廬山南麓にあり

南石琇 行中至仁の嗣、一三四五一
一四一八『増集続伝灯錄』の編

者 無準 破庵祖先の嗣、一一七八一一
二四九

誤りは得法、參学の別あるを考えざるにあるのみ。けだし璨はかつて無準に參学せり。錄中無準を祭るの文を觀て弁すべきなり。

29 明の成・弘の間に雪庭なる者あり。杭州仁和桂氏の子。年十七、蜀川の休休翁を仙靈寺に礼し、薙染することを得、二十九登具、三十五休休翁の囑を受け、三十九休に侍して淨慈に住し、四十七昭慶⁽⁹⁰⁾に開法せり。その拈香に曰く、臨濟下二十四世西蜀中川直指堂休休翁南峰大和尚に供養す、と。これ雪庭幻寄錄、本刻かくの如し。且く胡惠の序中に曰く、臨濟より授受して、古知、無際、雪峰、休休翁⁽⁹¹⁾の嫡類謬ならず。これまた公孫父子源源考うべき者、最も明白たり。乃ち独り未詳⁽⁹²⁾というは可ならん。

30 月林鏡、法を靈隱東嶼海に嗣ぎ、徑山第八代の住持となる。繼燈の凡例に、鏡は明の正徳乙卯に入滅せりといふ。⁽⁹³⁾ 海と相い去る遠きこと甚し。その嗣に非ざるを疑う。海の寂は元の泰定丁卯にあるを以つて、丁卯は正徳丙寅を相い隔つること一百八十一年、故に之を去る。この錯りは補続高僧伝にあるの誤り、之を誤れるのみ。續燈存稿は鏡の入滅を元の至正己卯、寿八十六を以つてす。これ固より海と相い近し。その嗣たる疑いなし。然るに至正二十七年中、ただ辛・癸二卯あるのみ。己卯と曰うは乃

璨 前出無文道璨のこと。璨は師範の行状を撰述した
成弘 成化、一四六五—一四八七、弘治

淨慈 浙江省杭州府錢塘縣南屏山に

昭慶 浙江省杭州府錢塘縣城門外溜水橋西にあり。律寺。同縣南山

幻寄 惠は徳の古形別に梅雪と号した。幻寄も号

嫡類 直系を継ぐ者たち

源源 古くから続いている一連の世系

東嶼海 淨慈行鞏の嗣。生寂年は一
正徳乙卯 西紀一五〇七年
泰定丁卯 西紀一三二七
正徳丙寅 西紀一五〇六年
至正己卯 西紀一五〇六年
辛癸二卯 辛卯は西紀一三五一、癸卯は一三六三年に當る

ち前の至元五年にあり。海の寂年丁卯を遡る一十三載、鏡が海の嗣たること益々疑いなし。ただ至正の正字に訛りあり。當に至元己卯というを乃ち是とすべし。繼燈の云う所憑準すべきに非ず。

至元己卯 西紀一三三九

補註

(1) 『伝法正宗記』卷五、「路行跨水」より「來身不停」までの計三十行を指すか。『景德伝灯錄』卷三、達磨の傳中に「路行跨水」の偈を挙げ、また八偈を演ぶ、皆仏教の隆替を予識す。とあるが余の八偈は載せていない。ただ割註に、事は宝林伝及び聖胃集に具わる、とあり。

(2) 香至国王の三子に対し、般若多羅が王から供養された宝珠を以って試そうとした時、第三子菩提多羅は、心明こそ最上であるとし、「衆生有道心宝亦然」と述べたという。伝灯錄

卷三 般若多羅の条。

(3) 諸物中何物か無相なる。の問い合わせに対し、無相の念を起さないことである、と答え、また、諸物中何物か最大なる。と問われて菩提多羅は、法性であると答えたという。上掲書参照。

(4) 金鎗馬麦は、恐らくは釀尊が受けたとされる九横大難の一、金鎗馬麦に由来するものであろう。金鎗は漿、粟米を醸造した酸味を含む飲料、こんず、金漿とも書す。鎗、鎗、瑜

が通用されるところから金鎗となり、初期禪での讖緯的説話に結びつけられたものとみられる。宝林伝、達摩の偈には金鎖とあり、毒薬を指すとみられている。馬麦は阿耆達多 *agidatta* の馬麦、馬の食べる殻のむいてない麦、『大智度論』九、大正藏二五、一一一〇、『首楞嚴經』六、大正藏一九、一三二一等に見える。同様に禪者に仮託した伝説に関係づけられたものと考えられる。他に『五分律』一、『中本起經』下、『十誦律』一四、『帰元直指集』卷上には「日食馬麦、苦行修証、非為求利養」とある。

難について伝灯錄には、般若多羅の寂後六十余年に「彼国有難」とあり、正宗記は彼此をいわず「必有難作」となし、祖堂集、宋高僧伝等には「此國留難」と記されている。一字の違いであるが、此と彼とでは事情が全く異なる。淨符は祖堂集を見ていないようであり、この難の生起の場を東土とみなして疑わなかつたと思われる。信度での事とすれば、異見王による法難が挙げられる。達摩は本国に布教すること六十余

『祖燈辨訛』考釈 一（長谷部）

載の後、月淨多羅の子異見王に会つてこれを降し般若多羅の寂後六十七年を経て東渡したことになる。さらに偈に逢羊と

あり、洛陽に至ることについての予言がある。淨符は水中文布を六翻服毒に係わると解したようであるが、その事実関係は否定している。ただ達摩に係わる多羅の識としては、東土の事がいわれるのが寧ろ自然であろう。信度での事件であれば六宗破斥に係るものか。

(5) 伝灯錄にいうところ。正宗記は單に「宋孝武之世」とす。

伝灯錄の割註に「以達磨六十七年算之、當在宋孝武建元元年甲午也。」とある。これによれば西暦四五七年、割註にいう孝武建元が孝建であるとすれば四五四年に當る。割註氏は達磨度來の年時を普通八年とし、識によつて多羅の寂を六十七年遡ったこの年とみた。

(6) 達磨毒害の説は、『伝法寶紀』にはじまるという。閔口真大『達磨の研究』一九五頁以下参照。多羅の寂年が上記の何れであるにせよ、その六十七年後には、淨符のいうように、難と称すべきほどの事件は見当らない。けだし歴史的眞実の究明を志し、合理的な解釈を試みようとした淨符は識緯説に對しては否定的であった。

(7) 祖堂集、正宗記ともに一百五年とす。祖堂集の割註に、心中とは周字であり、外頭凶とは周王無道にして仏法を滅せるなりとある。淨符のいう一百五十年は、一百五の誤りか、ま

た別に拠るところがあるのか詳かにしない。

(8) 金雞は、曉の明星、太陽、の意とせられ、また人天の昏夢を警覺し、法を提倡する者を指す。古くから絳幡をくわえさせた金雞を竿に取りつける風習があつたといい、黄金をもつて首に飾るところから金雞という、ともいわれている。広州にある回教の懷聖寺には光塔（ミナレット）の頂上に金雞が据えつけられ、風に隨つて廻転する仕掛けになつていたといふ。ただここでは隱語的な含みをもつ。祖堂集の割註に、金雞とは金州（山東省兗州府金鄉県）なり。とあり、この地の出身である懷讓を指すと見え、一粒（顆）米、意は道一に取る、とせられるから、この句は南岳、馬祖の師嗣相承に言及するものと解せられる。後代の資料ではあるが、『宗門無尽灯論』上にも、「金雞一粒粟、震旦無別路、足下出馬駒、踏殺天下人」とみえる。これは伝灯錄割註の記に基くものであろうが、下二句は馬祖の法化の盛大をいう、と解されていいる。なお宗密は馬祖を處寂下無相、即ち金和尚の弟子としている。懷讓、無相の何れも金雞に充てるに不都合はないが、いまは祖堂集の記に従う。因みに漢月は般若多羅の識語、「供養十方羅漢僧、馬駒踏殺天下人」等を以つて馬祖に係わる予言とみなし、十方を馬祖の出身地什邡に擬託せるものと解した。『五宗原』正統一一八冊一〇一〇参考。

(9) 祖堂集には「於羅漢寺出家」の六字が見えるが、資州唐和

尚に依り落髪したことをいわず、伝灯錄は「依資州唐和尚落髪」をいうも、羅漢寺出家の事には触れない。ところが『天聖広灯錄』や『五灯会元』はこの二を併挙している。後代は多くこの伝によつたものであろう。資州唐和尚により削髪したとは、馬祖に師事した權徳輿のいうところであるから信憑度は高いといってよいであろう。淨符はこの記述の矛盾を指摘し、文理に合せずとして難じてゐるが、讖言否定の論としては根拠薄弱の誇りを免れない。なお馬祖の伝については宇井伯寿『禪宗史研究』三七七頁以下参照。

(10) 馬祖の在世は西紀七〇七—七八六の間とみられており、これによれば三百三十年は馬祖の寂年に當る。弁訛は二年を過ぎて化去したといつてゐるから淨符は『宋高僧伝』によつたことが知られる。

(11) 三百三十年というのは、法器たる菩薩の出現についての問い合わせに對し、偈をもつて答えたうえ、その時期を明言したものであるから、淨符のいうように生年を挙げるのが妥当である。

(12) 慧思が光州大蘇山に入ったのは、『南岳思大師立誓願文』の記によつて西紀五五三年であることが知られる。即ち「至年四十一、是末法一百二十二年、在光州境大蘇山中、講釈摩訶衍義一遍」とみえる。大正藏 四六一七八七b。智顥が慧思に謁したのはその五年後になるわけである。

『祖燈辨訛』考証 一（長谷部）

(13) 智顥は思公に法を求め、二七日を経、誦して藥王品所掲の個所に至り、身心豁然として入定し、所悟を通するに、思公は歎じて、「入定するところの者は法華三昧前方便なり。發持するところの者は初旋陀羅尼なり。」といったと伝えられる。『智者大師別傳』大正藏 五〇一—一九一c 以下。

(14) 正統(中国仏教会影印本)一四三冊、二四b 参照。

(15) 南梁孝元帝蕭繹は西紀五五二年、江陵に帝を称したが、五五四年、この地を侵した太帥宇文泰の軍門に降つた。

(16) 祖燈大統は、東土應化聖賢一に智顥の伝を収め、陳の天嘉庚辰、顥が大蘇に思公に謁したことを記す。卷四、一四b。

(17) 淨符は、祖燈大統の卷五に澄觀の伝を収録してゐる。これは『指月錄』によつたものと思われ、伝文はこれと同一で、生卒の年時等には言及するところがない。恐らく淨符は後に澄觀の生卒年の記述に異同があることを知り、弁訛の中でこれを取上げて論じたものであろう。『仏祖統紀』卷二十九、

『仏祖歴代通載』卷十六には開成三年の入寂と見え、『釈氏稽古略』卷三の割註には「旧唐書師文集、開成三年入寂」とある。ところが妙覺塔記およびこれによつた『法界宗五祖略記』等は四年の寂とする。鎌田茂雄『中國華嚴思想史の研究』一五八頁以下参照。

(18) 淨符は、初祖の入染・示寂の年時の考証を詳細に試みてゐるが、結論として、通鑑甲子編年考定により、祖の入染を天

監十一（五一四）、誌公入滅以前の事とし、九年面壁の後、宋雲西還以前の壬寅（五一二）秋冬の間に示寂したものとなし、雪竇頌古の記を拠あるものとみなしている。しかし梁武・誌公の問答の如きは、僧達の伝を改変して創作されたとする向きがあり、また面壁九年の語が一般化したのは南宋以後の事とされ、九年面壁の九年は、年数について異論が存する。その限りにおいて淨符の主張は、決して描きないものとはいえない。

(19) こゝに「史」といふのは『魏書』を指していふのであらうが、宋雲西還の年時は、左掲の表が示す如く凶凶である。

西紀	干支	梁	北(東、西)魏	出	典
五一一〇	庚子	普通元年	(正光元年)	資治通鑑梁紀	
五一一一	辛丑	(普通二年)	正光二年	洛陽伽藍記卷五	
五一一二	壬寅	(普通三年)	正光三年	魏書卷一九一神秀傳 旧唐書一九一神秀傳	
五一一三	癸卯	(普通四年)	正光四年	仏祖統紀卷三九	
五一一〇	庚戌	中大通二年	永安三年	續法記	
五一一〇	庚戌	中大通二年後(建明元年)		伝法正宗記卷五	
五一一一	辛亥	中大通三年	(普泰元年)	釈氏稽古略	
五一一六	丙辰	(大同二年)	西魏大統二年	仏祖統紀卷三〇	
五一一六	丙辰	(大同二年)	西魏大統二年	仏祖歴代通載卷九	
五三九	己未	(大同五年)	東魏興和元年	景德伝灯錄卷三 割註	

淨符は正史の記述を最も権威あるものとし、魏書の説を探つたのである。但し、このうち、通鑑、伽藍記、魏書、統紀三九、等には達磨が宋雲に会ったことは闇説するところがない。また宝林伝、祖堂集は達磨の寂年を太和十九、梁武在位三十五年とし、伝灯錄の本文は太和十九丙辰とするなど、記述に混乱の跡が認められるから、後三年が西紀何年に相当するかは遠かに決し難い。

なお宋雲、慧生の西行に関してはサミュエル・ビール師によく Beal Samuel: Travels of Fa-hien and Sung-yun.

Tr. from the Chinese, London Triibner & Co. 1869

があり、日本訳したものは、シャクルス M. Edouard Chavannes: Voyage de Song-yung dans l'Udyāna et le Gandhāra BEFEO, III, 1903, pp. 379-441 がある。宋雲家記、慧生行伝は逸して伝わらない。

(20) 宋雲が葱嶺で達磨に逢つたとする説は、仏祖統紀が初出であるといふ、閻口真大『達磨の研究』一〇八頁。白石芳留『続禪宗編年史』附録三、九七三頁。付法簡子もこれをいう。この説は魏書に達磨菩提(法覺)が二人の弟子を伴つて東来し、帰國の時には「携隻神足」であったといい、宋雲に遇つたことをいつていふところから暗示を得て改作されたともみられる。木戸忠太郎『達磨の諸相』に、今井福山師の説として引く。

- (21) 孝明帝元詡、年漸く長ずるに及び、その母胡太后の所為を悪み、密かに六州討虜大都督、爾朱榮に命じて、兵を挙げて内に向わしめ、孫儼、徐紇を誅し、胡太后を威嚇した。胡太后は遂に毒を盛つて元詡を殺した。
- (22) 胡太后は臨洮王の世子元釗を立てて帝たらしめんとし、爾朱榮は、長樂王、元子攸を帝とし、元釗、太后を捕えこれを弑した。北魏では從来太子の母を殺す制があったといふから、早晚太后は死すべき運命にあつたといえる。
- (23) 汾州の刺史、爾朱兆は洛陽を攻め、元子攸を執えて晋陽に送り、三仏寺に縊死せしめた。
- (24) 西紀五十三年爾朱世隆は、元暉が皇族の血統疎遠なるを口実として之を廢し、広陵王元恭を立てて帝とした。これを節閔帝という。
- (25) 西紀五三四四年、高勣は洛陽に至り、清河王の世子、元善見を立てて帝とした。靜帝がそれで、鄴に都し東魏と称した。翌五三五年、北魏の大將軍宇文泰は、南陽王元宝炬を立てて帝とした。これが文帝で國を西魏と称した。
- (26) この話頭『祖堂集』『宋高僧伝』百丈の伝中には見えない。伝灯録には「直得三日耳聾眼黒」とある。『天聖広灯録』では、黃檗が馬祖に見えんとしたが、馬祖すでに遷化す、と百丈から聞き、馬祖の垂語を求めたところ、百丈は、馬祖堅拏の因縁に再参した時の事を披露した。これを聞いた黃檗が舌

を吐いたということになっている。『拈評三百則不能語』には、百丈が馬祖に再参した際、祖は払子を挙げた。五十四則。覓範の『林間錄』には、黃檗が行乞の際、一嫗に会い、その勧めにより江西へ行き馬祖に見えたが、すでに化し去つた後であった。石門に塔ありと聞いて檗は往いて塔を礼した。この時塔の傍に廬を結んでいた百丈に、平昔得力の句を聞かんことを願い出たところ、丈は耳聾の語を挙してこれに示した。黃檗は舌を吐いて大いに驚いた。とある。正統一四八冊二九六b。

丈が、用に即するか、用を離れたるかを問うに、祖は払子を旧処に掛けた。少頃して祖が、なんじ已后両片の皮を鼓して如何んが人の為にせんと問い合わせに對し丈は払子を挙げた。祖は丈の前問をもってこれに問う。かくて丈は払子を旧処に掛けたが、その時馬祖に一喝せられたといい、丈は後に黃檗に向つて、われそのかみ馬祖に一喝せられ直きに得たり三日耳聾することを、といったとある。

- (27) 『五家正宗贊』卷一に、「今日因和尚拳、得見馬祖大機大用、然且不識、若嗣馬祖、已後喪我兒孫。」とある。また黃檗はこの応待により、百丈から「師甚だ超師の見あり」と賞せられたという。『指月錄』卷八、正統一四三冊、七十九d。
- (28) これについては拈評三百則、第二百三十参照。評語に「大地寸土なし。見聞あれば全機発す云々」と見える。

(29) 大正蔵所収伝灯録には、割註に二師の語を挙げるも、一は「東使聞云」他は「臥竜云」となつてゐる。鏡清、臥竜の語として挙げてゐるのは五灯会元で、指月録は鏡清、鼓山両師の語となす。正統一三七冊一五八a。一四三冊八一b 参照。

因みに鏡清道惣は雪峰義存の嗣、臥竜慧球は玄沙師備の嗣である。鼓山は鏡清と同じく雪峰門下であつた神晏九三六一九四四を指すものと思われるが、鼓山球と記するものもある。

(30) 祖堂集、卷十四、百丈の伝中、また、拈評三百則、第二百二十八参照。評語に、「百丈は傍見、この僧は局に當る。鼓を聞いて喫飯、紅粉を施さず。肌骨もと好し、回顧することなし。何れの處か入理の門なる、地を掘つて活埋せん」とある。

(31) 大正蔵所収伝灯録、卷六馬祖下大珠慧海の伝の末尾割註

に、旧本ではこの後に百丈惟政の伝が収められていたが、今は移して第九卷、百丈山海和尚の下に在り、と見え、同書卷九、伝の頭初に重ねてこれをいい、百丈涅槃和尚の機縁となす。さらに唐の柳公權（七七三一八六〇）の書を按するに、武翊黃が撰する所の涅槃和尚の碑に「師譯は法正、それ善く涅槃經を講ずるを以つての故に涅槃を以つて称となす。」とあり、いま師の本章中に、「汝わがために開田せよ。われ汝のために大義を説かん」と述べられている。これによつて涅槃和尚その人であることが知られ、また南泉を師伯と呼んでいた。

(32)

上掲の註記に明かなように、諸書がこれについて弁じている。それが淨符の目に触れなかつたとは考えられないが、ここでは馬祖下の惟政と、石霜下の惟政両師のみに注目しているかのようである。伝灯録は卷九に百丈海の嗣を列しそのうち万歳和尚の章の後に、目次は百丈山涅槃和尚、本文の見出しには百丈山惟政禪師として立伝され、そこに南泉との問答が収められている。惟政は南泉を二度に亘つて師伯と呼んでいた。これは編成換えをした時点で書き改められたのか、最

るところから、惟政が百丈海の嗣であるのは明白である。ただ惟政、法政と名に不同が存するも、これは伝写の訛に過ぎないと断じてゐる。他に林間録も旧本の誤りを指摘している。即ち「伝灯所載百丈惟政禪師、又係於馬祖法嗣之列誤矣。及觀正宗記、則有惟政法正、然百丈第代可數、明教但皆見其名不能弁、而俱存也。今當以柳碑（『金唐文』卷七一三所収百丈山法正禪師碑銘）為正」正統一四八冊三二一b。というので、この記は伝灯録註割にも見えている。そこにはさらに、涅槃和尚が鴻山の嗣で、百丈海の孫に當るとする『卿公事苑』の説を挙げ、これこそ尤も大きな誤謬であり、取るに足らぬものと結んでゐる。正宗記は馬祖下に惟政、百丈下に涅槃和尚を列している。法正の名は見えないが、涅槃和尚が法正であるとみてゐるからであろう。大正蔵五一、七五〇b、七五二b。

初からこのように記されていたのか明かにすることはできな
いが、両者の関係を知る一つの手掛りであるといえよう。た
だ一本には和尚となっている。碧巖録第二八、無門閑二七等
参照。

(33) 雲巖が遷化に臨んで書を遣わし、師（道吾）を辞すの記
は、伝灯録に見え、会元、指月録等何れもこれを承けてい
る。「紹氏通鑑によれば」とあるが、通鑑には、太和乙卯に
道吾が示寂し、会昌辛酉に雲巖が帰寂したことを記している
だけで、道吾が雲巖に書を遣わしたと明言しているわけでは
ない。（正統所収本一三一冊、四八四c、四八五c 参照）ただ
洞山五位頤訣はこれに言及している。大正藏四七卷、五四
二b。ここで問題となるのは宋高僧伝が、雲巖の寂年を太和
三年としている点である。これについて宇井博士は、曇晟が
雲巖山に入った年との混同ではないかと推測しておられる。
『第三禪宗史研究』四〇頁。ここには薬山、道吾、雲巖の関
係にも言及されている。

(34) この文によれば、たまたま慧省が寝ているところへ道吾が
やつてきて、被を引いてこれを覆ったことになっている。指
月録では状況設定がより明瞭である。ところが祖堂集を見る
と、道吾が横になっているところへ樟樹和尚がやつてきて、
何をしているかと問い合わせ、道吾が（被を以つて）覆っている、
と答えるという展開になつていて。伝灯録、道吾伝中の文は

祖堂集に同じ。樟樹と洞山との間にも相似の問答があつた。
これについては宇井博士前掲書、一六六頁以下に論及されて
いる。

(35) 祖堂集は「不在兩處」とし、伝灯録、江西樟樹の条には
「不在遮兩處」とある。（但し大正藏の編者は、遮を這の誤り
とみていよいである。）また道吾伝中のこの個所には「不
在兩頭」と見え、「怎奈蓋覆何」は「争奈蓋覆」と簡略に記
されている。大正藏五一、三一四a。

(36) 伝灯録は、江西樟樹の章に、祖堂集所載の薬山下樟樹の文
と同じ牽被蓋覆と兩片皮云々の話を挙げ、宣州樟樹の章には
兩片皮、猫兒露柱の小文のみを收めている。また洞山録に
「師到樟樹、樹問曰、來作什麼、師曰、親近和尚、樹曰、若
是親近、用動兩片作麼、師無對、曹山後聞乃云、一子親得」
の一文が見え、『虛堂集』第五に「樟樹洞山」としてこの則
が收められているが、樹の問い合わせに対する洞山の応答に関する
部分が脱けている。『四家錄』所収の丹霞頌古もほぼ同文で
ある。樟樹が馬祖、薬山両師に參學したため兩所に立伝され
たのか、馬祖下の教勢の盛大をいわんがために創作されたも
のであるか遽かに決し難い。

(37) 「有幾人病」の問いは、道吾が病者・不病者というよ
うな相対的見解に墮することがないかどうかを試すための伏線と
みられる。道吾は鴻山の誘導訊問に惑わされず、巧みにこれ

を躲したので、鴻山はさらに不病者と道吾を称揚しつつ、二元相対の立場へといざなおうとするが、道吾はあくまでも全く係わりないこととしてこれを突っぱね、逆に鴻山に対し、

病・不病に干らざるところについて一言せよと迫ったものと解せられる。とすればここに「山曰不干一句」の六字を補わ

なくとも意味は通る。因みにこの話は、道吾の秀れた力量のほどを表わすものであるから道吾伝中に収めるのが妥当であろう。この問答、祖堂集には見えず、伝灯錄は鴻山、道吾伝中の両処に、会元には道吾の伝中、指月錄は鴻山伝中に収めている。また『從容錄』八十三則「道吾看病」の則参照。

(37) 鴻山は八十三歳で寂し、敷揚宗教凡四十年とされているから、四十を越えた頃師家として立つたものであろう。道吾は四十六にして初めて出家したといわれ、晚学であつたらしくから、この時鴻山が師位にあり、道吾が弟子の列にあつたことは確かであろう。ただ世代はともに少林第十世に属し、年齢の上では鴻山より道吾の方が二歳年長であった。

(38) 曇照について述ぶるところ祖堂集一七、伝灯錄一〇、会元四、ほぼ同じ。会要六には文末「無対」の後に「師投枕而終」の五字を添う。禪苑蒙求は会元を引く。なお別に仰山に推出枕子の則あり。拈評三百則、不能語中・四二。

(40) 浄符は書名を挙げてはいないが、ここで批判の対象となつてゐるのは指月錄であろう。同書は巻九の天王道悟の文中に

曇照の事として伝えられる一文を挿入しているが、巻十一に南泉の嗣を立伝するうち、曇照の名を逸している。この事、智楷撰『正名錄』にも載す。巻三参照。

(41) 白馬照の嗣として伝灯錄は、霍山無名の名を挙げる。但し無録。

(42) 鄂州百顔明哲は、薬山儼の嗣として伝灯錄に立伝され、正

宗記にもその名が録せられている。別に伝灯錄、正宗記は、馬祖門下に定州柏巖なる者があつたとする。これについては、先の桺樹の場合のように、馬祖の嗣を増廣せんとする試みの一端とする論議も生ずる余地がある。会元は馬祖下の柏巖を省いて載せず、淨符はとくにこの問題を取り上げて論じてはいないが、大統には定州柏巖の名を挙げない。他に百巖（会元、洞山錄）北巖（丹霞頌古、虛堂集、請益錄）と表記される場合もあり、誤って柏顔と書く向きもあつたといい混乱が多い。虛堂集は鄂州北巖明哲と書し、また柏巖ともいうといい、曾つて定州柏巖に居たところからこの名があるとなし、柏顔とするのは訛であると難じている。さらに定州柏巖とは中山府の柏巖山を指すとなし、ここに塔寺ともに存し、地は唐県の界に當るという。地志は保定府唐県西北六十里に柏巖山があり、山下に柏巖院が存すと伝えている。また師の頌の石刻ありとされているが、『唐縣新志』には「唐柏巖禪師詩」を載せてゐるという。請益錄の記述もほぼ同じで明哲

が両処に住したとしている。明哲が定州柏巖に住して柏巖禪師と呼ばれ、鄂州に移った後も柏巖を称したというのであれば一応話の筋は立つといえようが、万松、林泉等は、此方では柏巖、鄂州では北巖と号すべきであると説いている。ただ両師が華南の地名に通じていたとはいひ難く、鄂州に北巖のあることを確認した上での主張とも考えられない。古鄂城

は、清代に武昌県治となつたが、武昌県内に北巖の名は見当らず、近くの蒲沂県南五十里に百巖があり、百巖庵が存したことが知られるのみである。なお丹霞頌古、卍統所収本には百巖明哲とするが、『四家錄』所収の丹霞頌古第八には北巖哲となり種々異同が存する。椎名宏雄「元版『四家錄』とその資料」参照。『世界の名著』続三、禪語錄、柳田聖山訳、洞山錄二三。

(43) この文は指月錄によつたもののが、伝灯錄には「昨日対二闇梨一転語不穏、今請二闇梨道」と記されている。二闇梨は洞山と密師伯を指す。南泉伝中に見える洞山密師伯を宇井博士は、「密師伯が洞山に居たか、洞山から来たかの関係で洞山密師伯というのである」といわれているが、ここでは明かに兩人である。

(44) この話、伝灯錄等は柏巖伝中に收めるが、祖堂集では洞山の伝中に見えている。淨符のいわゆる手眼洞山に属すとみる者は、洞山を主人公とみなして頃古等に取上げている。「洞

山廊幕」「洞山尊貴」「洞山弘袖出去」などがそれである。とくに広輝釈の『重編曹洞五位顕訣』では、(百)顔が賺つて一転語を進めたことを認め、茶を喫して後、老僧が為に一転語を下すことを請い、洞山の答話に満足して「三十年住山、今日方遇一人同道、闇梨若在當山過夏、老僧足可依栖」といったことを付け加えている。

(45) 後世の本邦の師僧によるものであるが『道樹錄』第三十八則は、洞山ではなく「柏巖尊貴」となっている。「太尊貴生」は洞山の言とされてしまが、再問に至つて洞山は直に尊貴を知つたという。

(46) 玄契編、洞山錄には百年後の次に「忽有人問」、巖良久云の次に「但向伊道」の文がある。

この話、從容錄四十九則、「洞山供真」拈評三百則、二二八、「雲巖但向伊道」に見える。祖堂集では雲巖遷化の時に臨んで洞山が師に問うたことの内容とされているが、從容錄に、洞山雲巖の真に供養するの次いで、遂に前の邈眞の話を挙す、とあるように、後に幾度か挙起せられたもののようにある。邈眞、祖堂集は邈、伝燈錄(大正藏所収)は貌に作る。姿を写すこと。頂相を画くことを許されるのは印証されたことになる。洞山は後に水を過り、おのが影を見て大いに前旨を悟つたといい、われそのかみ幾んど先師の意を錯会せんとせり、と告白している。「正見吾人承紹個事不是輕易」とはこ

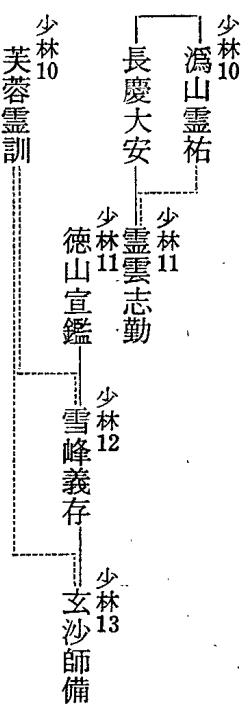
『祖燈辨訛』考計 一（長谷部）

れを指していったものであろう。「祇者是」は、指月録によつたものであろうが、祖堂集には「這個漢是」、伝灯録には「遮箇是」となつてゐる。他ならぬこのもの、真仮を超越したそれの意であろう。祖堂集では雲巖の言とされている。そ字して洞山は師の遷化後、大事を悟つたというのである。なお井博士は是を雲巖遷化の際のことと解するは非なりといふ。

(47) 祖堂集、伝灯録、会元等は何れも南泉伝中、喫油糍のことに言及しない。ただ『禪林僧宝伝』がこれに触れているところから話題となつたものであろう。指月録は明確ならざる点があつたためか、名を挙げず「昔有古德」としてこの話を別に未詳法嗣の条に收めている。正統藏一四三冊七八〇。なお智孚伝の末尾に喫油糍のことが見える。

(48) この事、伝灯録その他南泉の伝中に見え、請益録は第九十八に、「南泉到莊」の則を立てる。但しこの点についての混同はない。非は専ら禪林類聚に帰せられることになろう。

(49) 祖堂集一九、靈雲の伝中には、鴻山に嗣ぐとあるだけであるから、鴻山が靈祐を指すのか、大安をいうのか定かではないが、香巖や王敬初等に混つて立伝されているところから、前鴻山の嗣とみなしているのである。因みに大安が住した西院は、師の寂後二十年にして長慶と改められた。従つて長慶大安の称は妥当でない。少林下の代数と各師僧の相互関係は次の通りである。



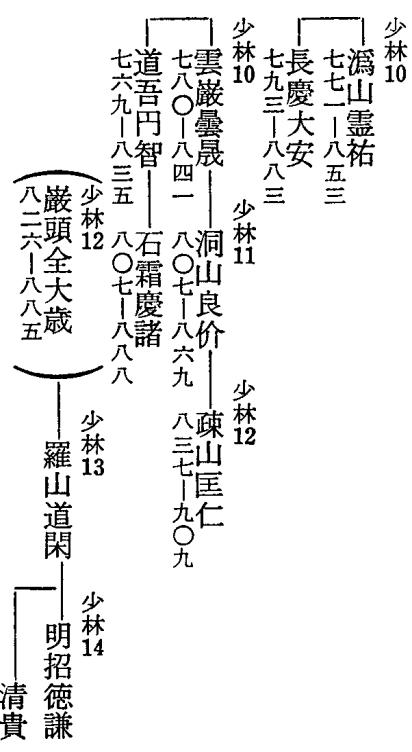
(50) この話「鴻山有句無句」の公案として宏智録二、拈評三百則一五七等に收められているが、祖堂集では鴻山の伝中に、雲巖が鴻山に到り、鴻山の泥壁するに会い、この句を挙して雲巖に問うたが巖は無対であった。これを道吾に示したところ、道吾は鴻山に到り、前問を以つて鴻山が問うに、道吾却つてこれを奪い、樹枯樹倒時作磨生と問うた。山はこれに対えず房に入る、と一連の事を叙している。淨符も「道吾於祐亦且有此語」といつてゐる。祖堂集は疎山の伝中にこの話について記するところがない。指月録の文では慶諸が雲巖と同

様な役回りになつてゐる。他に『宗門統要集』卷五、『大藏一覧集』卷十、宇井博士前掲書三四頁等参照。

(51) 浄符の主張には確かに一理ありとせられるが、前記の註に見る祖堂集の記述まで否定し得られるものであろうか。宇井

博士も、雲巖は薬山の寂後に鴻山を訪い、しばらくこれに居て雲巖山に入ったとせられるから、両者の間にこうした応酬があつたのであろう。その後疎山が鴻山に参じて前話を挙し、類似した問答商量が行われたとみることもできる。会元によれば疎山は、洞山順世の後、弟子の礼終り、大鴻に到る、としているが、この時点には靈祐は在世していないから、鴻山は大安を指すと思われるが、大安自身すでに長慶に出住していたのではないかと考えられる。同じように泥壁のことがあつたかどうかも確言し得ないが、意図的にか、あるいは誤つて前話と混同して語られるようになつたともいえよう。ただ共通しているのは、何れの場合も道吾が讐討ち役を演じていることである。そして他に多くの取巻きが登場するところから、この話は当時叢林で話題を呼び、問答の点罰を論つたものに相違ない。何れにしても事実関係を明確にすることは、記述された事項相互に矛盾するところが多く困難である。禪旨を伝えるため、ある事実を基にして附加、改作の手が加えられたものと解せられる。参考のため関係者の世代と生卒年を記しておこう。

『祖燈辨訛』考釈 一（長谷部）



(52)

襄州の名によつて知られる地、凡そ三あり。このうち西魏以降、唐・宋の間まで襄州と呼ばれたのは、湖北省襄陽県一帯の地である。浄符は潭州道吾宗智の場合の道吾は山名、関南道吾の道吾は人名で判然区別せらるべきであるという。しかし、祖堂集卷十九には関南に嗣ぐ者として道吾休を挙げている。その伝は伝灯録が関南道吾について述べるところとほぼ同文である。もし両者が同一人物であるとすれば道吾休の道吾は、号か所住の地山名か何れかであろう。ただこの時代号が知られる者は少い。とくに関南のように表記が大雑把で、伝も詳述されていない者については号とはみなし難い。臺灯録所収の関南道吾の道吾が諱の類いであるとすれば、師の名の一字を取つたものであろう。近くは帰宗智常の嗣、五臺智通の例がある。

(53) 仰山は少林下第十一世で、その在世は西紀八〇七—八八三の間である。少林第九世に当る智常の生歿年時は詳かではないが、元和中、廬山の帰宗淨院に駐錫したことが知られ、その寂年は八二七年前後とみられている。智常は馬祖門下であるから、少林の世代では二世先立つことになるが、同時に生存した期間は、凡そ二十年に及ぶとみられる。伝灯録には鴻山の嗣として晋州鴻山和尚の名を挙げ、また仰山下には、晋州霍山景通禪師あり、としている。霍山和尚伝の割註には「大禪仏即十二巻晋州霍山景通和尚也」と、鴻山下の霍山と、仰山下の霍山景通とが同一人物であることを暗示する記述がみられ、他に景通伝の割註には、帰宗下にまた大禪仏あり、智通と名づけ、五臺に終る、と註している。

(54) 華嚴寺無著と無著文喜とは淨符のいうように別人であるが、混同されて久しく誤伝が行われたものようである。『武林梵志』巻十、勝果寺の条に「無著禪師、文喜と名づく。嘉興の朱氏。年七歳にして本邑常樂寺国清に依り出家剃染し、律を習い教を聴く。武宗の汰教に属し、服をかえて韜晦せり。宣宗の初（八四七頃）再び塩官の齊峰寺に（得）度し、五臺に往きて文殊を礼し、一老翁牛を牽いて行くに遇い云々」と見えるが、文首は杭州の文喜についていわれているところを録し、次いで華嚴無著の事迹を述べ、文末には再び文喜に係わる伝文を収めている。老翁との問答があり、均提と寺と

ともに隠ると記した後、懿宗の咸通三年、洪州竜興觀音院に至り、仰山寂に参じて頓に心法を悟り、後浙西に回り乾寧丁未、龍泉寺に住したという。錢王の奏によつて衣と号を賜わつた後、乾寧の間、杭州城外南山分脈の一角に勝果寺を創し、光化三年、八十歳で寂し、鷲峰靈隱の西塢に塔した。天佑二年、叛兵が塔を発いたので錢王鏐は重ねて封塗を加え、嘉定十三年、遷して大慈山智覺寺、即ち永明延寿の塔の左に葬つたと伝えられる。華嚴無著の伝は、宋高僧伝卷二十。

(55) 嘉興府石門県東南の地、語兒溪。古くは禦兒と書したといい、伝灯録は禦兒、大正藏五一一二九四a。会元は語渓の人、となす。文喜の伝は、景德伝灯録 卷十二。文喜の在世年代は八二一一九〇〇の間をみられているが、釈氏通鑑は乾寧四年（八九七）、無著の号を賜い、この年十月に示寂したとする。のち清の順治八年、塔院房僧智津、辺鴻等は大慈山に至り師の靈骨を乞い、聖果寺月巖の前に建塔した。『聖果寺志』祖塔の条。

(56) 但し釈氏通鑑には、臨濟義玄が晩年に大名府の興化寺に閑居した際、興化奨これに執侍し、付法されたとなし、付法の偈をも載せている。臨濟の法を嗣ぐ者二十一人ありとし、その上首として三聖、興化の名を挙げている。卍統一三一冊、四九〇b。他に五家正宗贊 卷二、仏祖歴代通載 卷一七、釈氏稽古略 卷三、全唐文 卷八一三「魏州故禪大德奨公塔碑」

(57) 五家正宗贊、卷二に「此一炷香、若為三聖、三聖為我太孤、若為大覺、大覺為我太昧、不如供養我臨濟先師。」とあるによる。

(58) 天聖広灯録は大覺を先に列す。恐らくこれが原型であったと思われる。ここには臨濟の嗣十人を列するうち、大覺を首とし、興化を第八に置く。

(59) 洞門の覚浪道盛の編述にかかる。全十五巻、續指月錄 卷首、宗統編年 卷三二参照。但し版本は逸して伝わらない。

(60) 禅林僧宝伝、玄沙の伝文の末尾参照。正統一三七冊二二九d。淨符はこれを以つて覚範が、法眼一宗の青原系たることを認めていた一証であるといわんとしたものであろう。

(61) 呂夏卿撰の雪竇顕の塔銘を指す。呂夏卿は晉江の人、字は縉叔。官は尚書度支員外郎、直秘閣兼充史館検討に至り、緋魚袋を賜い、また太常礼院に知たり。仁宗の代、大臣に選任された。伝は宋史 三百二十一、弘簡集 百五等に見える。この塔銘は英宗の治平二年、元圭、覺濟大師、悟明と謀り、呂夏卿をして塔銘を撰せしめたと伝えられる。『禪灯世譜』卷二に引く。

(62) 無際の号は長慶年中、希遷に贈られたという、大寂は元和中、馬祖に追謚された号である。大正藏四七、七一二b。

(63) 曹山第二世、中曹山または後曹山、時に白眉と呼ばれている。『祖堂集』卷十一には慧遇と書す。俗姓は黃氏、泉州府

田県の人。自ら漕源の法席に造り玄道に密契し、更に他往することなくして荷玉（山）に居る。僧問う「璞を抱いて師に投する時如何。」師曰く、「是れ自家の宝にあらず。」僧曰く、「如何なるかこれ自家の宝。」師曰く「琢かざれば器を成せず。」伝灯録にはこれに続く文を載せる。祖堂集には「僧侍立」以下の文を欠く。従つてここに取上げられている僧との問答は含まれていない。慧霞は曹山本寂の後を承け、荷玉から曹山に移り住したものと思われる。『洞山五位顕訣』『曹山揃出語要』は慧霞が編集したものである。師は了悟大師とも称されている。宇井伯寿『第三禅宗史研究』二六二頁以下。

(64) 景徳伝灯録卷八に見える百靈和尚と龐蘊との問答、及び同卷十二所収、韶山寰普伝中の詔山と遵布納との商量参照。

(65) 『羅湖野錄』卷下に見える。『天聖広灯録』、聯灯会要、五灯会元等は何れも普安道と記す。淨符の論理に従えば、寧ろ羅湖野錄より成立年代の早い廣灯録のいうところを採るべきだということになるのではあるまいか。淨符は廣灯録については触れていない。祖灯大統 三五一五b 参照。

(66) 『嘉泰普灯録』、五灯会元はともに真如喆下に嶽麓海を列せず、開先宗下に潭州嶽麓海を録す。『續伝灯録』も同じ。

(67) 嶽麓は湖南省長沙府長沙県西南、湘江を隔てる六里の地、善化県四十里に当る。衡山七十二峰の一。道林、嶽麓の二寺

『祖燈辨訛』考訖 一（長谷部）

あり、嶽麓寺は西嶽麓山上にあり、麓苑、慧光、万寿の別称あり、道林寺は西嶽麓山下にあった。

(68) 東明仁仙について、嘉泰普灯、五灯会元、續伝灯の諸書は、何れも開堂に際しての機語を録するのみ。祖灯大統 五七一一〇b 参照。淨符はこの立論をなすに当り、確かに依り所を見出したものようであるが、典拠は明かにしていない。

(68) 春秋時代、楚の別宮の在った所と伝え、郢都の南の地とさ

れている。また天福八年、王が江陵の地の西南隅を掘つて池をつくり、その上に亭を建て渚宮亭と名づけたともいう。所在地を東南とするもの、亭の建立年代を楚とするものなど異説が多い。湖北通志の卷一九には、湖北省江陵県城内西北隅にありとする。

(70) 靈鑒は天皇寺僧坊の主であったが、燐廢した同寺の修復を謀り、得悟の禪師を化主とすれば必ずや好結果を期待できるものとし、潛かに中夜、道悟の許（崇業寺か）に至り、師に哀願し、肩輿して天皇寺に迎えたと伝えられる。因みに荊門州當陽県南六十里に紫蓋山あり、ここに慧遠開基とされる紫蓋寺が存し、貞元年中に天皇道悟がこれを再建した、と志に見える。宋高僧伝によれば、道悟は一時澧陽、蒲圻の漫口に住し、次いで柴紫山に入ったということである。五灯会元、

竜潭伝の末尾に付された註記には當陽の紫陵山とあり『全唐

文』所収の「天皇道悟禪師碑」も同様である。紫陵の名は志に見出しえないが、柴紫山は紫蓋山に相接しているという。その後荊州の人士の帰向するところとなり、崇業寺に迎えられたもののがある。道悟は西紀七九〇年までの約十年間、石頭に隨侍したといい、それから前記の諸處に遁住したのであるから、崇業から荊州天皇寺へ移つたのは貞元も末年に近かつたと考えられる。師の示寂は元和丁亥とされているから、天皇寺在住は、さして長い期間ではなかつたに相違ない。

(71) 江陵県の東、草市にあり。梁代の創建にかかる。一名乾明寺、清代には護國寺と呼ばれた。県の東に天皇山があり、その麓にあつたようである。湖北通志 古蹟五一四。

(72) 江陵県南にあつたと伝えられる。唐の元和の間、道悟禪師が建立したが、宋代に廢寺となり、順治十五年、水鑑がこの地に至つた時、荒基一片を得、榛莽中になお塔址、鐘鉄等を残していたと録されている。その周囲十里ばかりの天王堂の地が道場の在つた処であるとして、ここに天王寺を重建したというようなことが清の鄭日奎の記に見えるという。上掲書古蹟五一六。

(73) 指月錄卷九 天皇道悟伝の文末に附され考証に列挙されている。正統一四三一一四b。

(74) 夢堂曇噩（一二八五一一三七三）による『五家宗派』重刻

の序を指すのであろう。

(75) 兜率悅の嗣、丞相張商英（一〇四三一一二一、一説に一二二二）。公は覺範洪（一〇七一一二二八）や呂夏卿等と親交あり。聯灯会要 卷一六、正統一三六一三四五b。

(76) 金山達觀曇顥（九八九一一〇六〇）に『五家宗派』の著があり、この書に言及されていたことが林間錄卷上の記述から窺い知られる。五家宗派は伝本を見ないが『建中靖國統灯錄』に「宗門五派」と題する五首が收められている。なお夢覚堂宗派序は『五派一滴図』に引かれている。正統一四七一三五〇b。

(77) 協（叶）律郎符載「荊州天皇寺道悟禪師碑」、宋高僧伝の天皇道悟伝は上記の碑銘に依拠して書かれたとみられている。

(78) 丘また邱に作る。元素は元和中、戸部侍郎、同じく中書門下平章事を挙げ、出でて荊南節度使となつたという。『欽定全唐文』卷七一三の記によれば、天王道悟、姓は崔氏、玉之の後尤で、年十五にして長沙寺の曇叢律師により出家、二十三歳の時、嵩山に詣り戒を受け、三十三、石頭に参じたが機に投ぜず、次いで忠國師に謁し、その侍者応真なる者と南還して馬祖に謁し、大悟して付嘱を蒙つた。その後節使が師を衙に迎えて供養し、府西に天王寺を創した。天王道悟と称せられるからここに住したということであろう。示寂は元和三

年といい、嗣に崇信ありと記されている。淨符は、玄素と天王道悟を以つて烏有先生とみなしている。

(79) 天皇・天王両道悟をめぐる疑点については、忽滑谷快天『禪學思想史』上冊、第三編、一四章「五家法系の諍論」に詳細に亘り考証論及がなされ、また宇井博士も『第二禪宗史研究』の中でこの問題を取上げて論じておられる。

(80) 李都尉との係わりについては『統伝灯錄』卷三、石霜楚円の伝参照。

(81) 統指月錄卷二四の記によれば、楚円は大愚守芝、芭蕉谷泉等と遊方したという。

(82) 統伝灯錄の割註に『統通鑑』を引き、太宗の河東平定の年時を太平興國己卯（九七九）とし、また『仏運統紀』は、師の入滅を康定庚辰、生年は逆算すると雍熙丁亥に当るという。これによつて僧宝伝の所載は恐くは考証を失するものであろう、とコメントしている。

(83) 汾陽の伝中に、師は郡守のために名利を以つて力致せられ、前後八請されたが堅く臥して答へず。首山の歿するに及び、西河の道俗が僧契聰を遣わし、迎え請うて住持たらしめんとしたところ、師は闕を閉じ枕を高くす。聰は闕を排して入り、之に譲つていつた云々とある。契聰が語つたことの内容は、会元十一に、「仏法大事……中略……欲安眠哉」と見えるが、師はこれに動かされたものようである。

(84) 慧円は開封酸棗(開封の北、衛輝府延津県北十五里の地に故城あり。)の干氏。少くして邑の建福寺に依り、徳光を師となす。性椎魯であつたが渠祖の道を勤め、堅く坐して臥せず、居ること数載にして得度し、廬山に出遊して東林に常総に参じたが、ここを離れて以後、往く處を知らず、と。嘉泰

普灯卷六、続伝灯錄卷二〇。

(85) 投子証悟修顕の伝に、蘇州瑞光円照禪師の法席に造り、宗旨を參叩す。因みに擧す。無著天親に問う。弥勒は什麼の法をか説く。云く、這箇の法を説く。忽如として省あり、晨夕參叩す、とあり、打破水瓶の話がこれに続き、この偈が載せられている。慧円の伝は続伝灯錄卷二〇に、一日殿の庭中を行くに、忽ち足顛きて仆れ、了然として開悟す、と。後にこの偈を壁書せしめたという。大正蔵五一、五五六a、六〇一b 参照。

(86) 卍統藏第一五〇冊に、『無文道璨禪師語錄』一巻が収録されている。璨は宝祐二年六月に請を受けて饒州薦福寺に晉住したが、上堂に際して笑翁に香を焚いて法乳の恩を謝する旨明言しているから、璨が笑翁堪の嗣であるのは疑いないとこらである。開先華藏寺、饒州薦福再住の語等もここに収録されている。璨の生寂年時は詳かでないが、咸淳九年秋、仲頴が師の語錄に序を寄せ、その中で「余に先んじて逝く云々」とあるから、これ以前の余り遠からぬ時期に示寂したものと

推測される。『続文献通考』には師に『柳塘外集』四巻ありとし、薦福に住したのを咸淳の間とす。經籍五〇。(87) 璨禪師語錄を編集したのは惟康であり、自ら小師と署し、普度はその嗣康上人と記しているから、これをも法嗣の一人に加えてよいであろう。

(88) 璨は、無準、癡絶両師の忌辰に際し、拈香供養している。また無準の行状を撰しているところから、その左右に侍したことがあつたと思われる。

(89) 『続灯存稿』の割註に、休休は雪峰に嗣ぎ、峰は無際(無際)に嗣ぐ云々とある。同書は仙靈を遷林に、雲外錄は仙林を作る。

(90) 昭慶は杭州西湖の昭慶律寺のことである。但し大昭慶律寺志には雪庭の名を見出し得ない。『雲外錄』巻十三に伝が録されている。これによれば生年は景泰丙子。休休の嗣である

ことも明記されている。

(91) 古拙(拙)俊、無際悟、雪峰瑞、休休と次第相承する、無準、断橋の法脈に繋がる一門。『仏祖宗派世譜』にこの法系を収める。

(92) 例えは『続指月』はこれを法嗣未詳とし、尊宿集に含めている。同書卷二十。『五灯会元統略』にも立伝されている。

それによれば、師は江陰の乾明寺に在つて省発するところあが師の語錄に序を寄せ、その中で「余に先んじて逝く云々」忽爾として活脱した。その後乙卯(一四五九)休休翁が湖南

淨寺の請に応じた時、これに依附して詢究し、印可を蒙った
という。因みに受囑が乙卯年、師が三十九歳の時の事である
というから、その生れが西紀一四五七年であるのは疑いな
い。

(93) 他に『徑山寺志』には、第八十代月林鏡禪師が、正徳乙卯
に八十六歳で寂し、凌霄東嶼に塔したと記されている。また
同書卷八には、進士張寧の「賀月林鏡禪師住徑山啓」が収録
されており、その中に、鏡公が靈隱第五十二代東嶼德海の法
を嗣いだことが述べられている。これによつて東嶼一月林の
師承関係は否定し得ないとしても、『補統高僧伝』の記する
ところは両者の年時に隔たりが大き過ぎる嫌いがある。徳海
の寂年についても、増集続伝灯錄は、延祐四年とし、存稿の
いうところとは参差として不合な点が認められる。

いま少しく観点を変えて、東嶼の師と門人の生存年代を確
めるに、行鞞は一二二〇—一二八〇の在世であり、東嶼の弟
子で生卒年が知られるのは大千照のみであるが、照公は一二
八九一一三七三の間生存したと伝えられる。鏡公が至元己卯
に長逝したとすれば、同門でも照公とは寂年に三十余年の開
きが存する。しかしあり得ぬことではない。以上の諸点を勘
案すると、鏡公が正徳乙卯に示寂したというのは誤伝である
か、あるいは同名異人を見るほかはないであろう。